

持続可能性のある地域での支え～官民協働～ 『自立支援協議会』の役割

平成24年10月28日
長崎県大村市「自立支援協議会」
は、『触法障害者の支援策を検討する部会』を設置。



長崎定着も参加！
(オブザーバー)

長崎新聞
24年10月29日 朝刊

触法障害者 地域に受け皿を

支援検討部会を設置

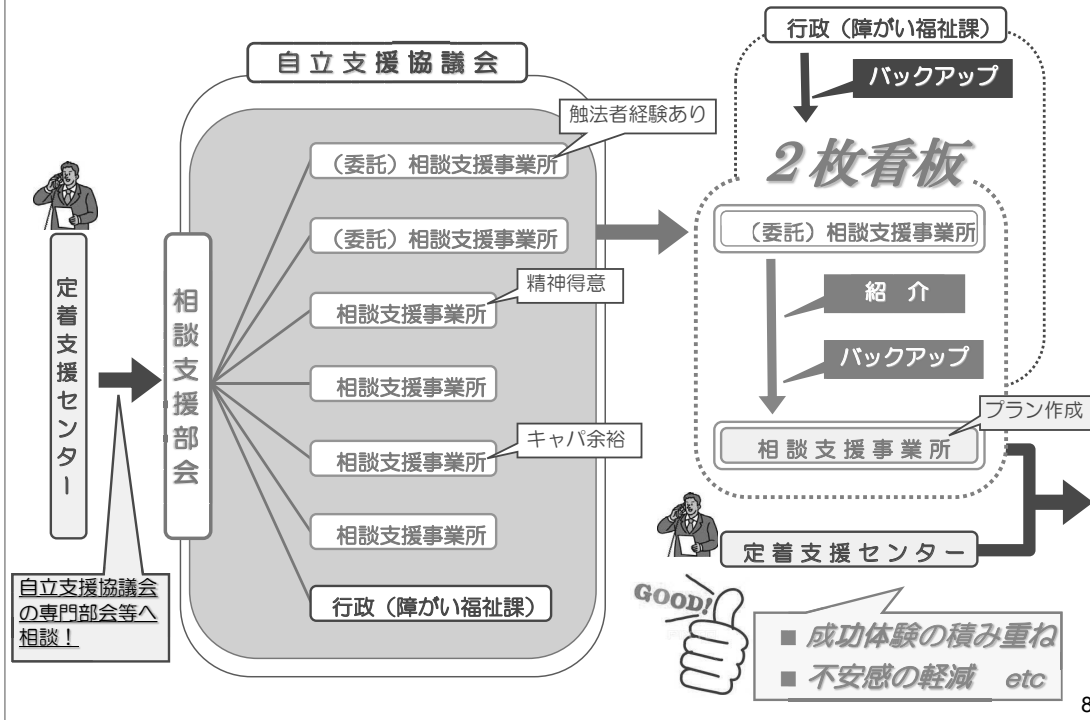
大村県内初 住民連携へ本格着手

現在はNPO法人運営、刑務所出所後を中心に、高愛隣会の更生保護施設「雲仙・虹」や障害者グループホーム、障身型アパートなどについて、本年度は起訴前に、弁護士や福祉の依頼で、障害の程度や福祉の支援の必要性を調べる専門機関「障がい者審査委員会」が発足、同センターが事務局を務め、独自に成育歴や生活環境などの情報を集めるに手前を進める大村自立支援協議会が28日、罪を犯した知的障害者など触法障害者の支援策を検討する部会「言語・行動支援部会」を設置した。28日、大村総合福祉センター（西三城町）であった生活できるような関係機関が連携、受け皿整備し、見守っていくための取り組みとなる。こうした部会の設置は県内の自立支援協議会では初めてという。要二地域のネットワーク強化は犯罪防止につながる。協議会（雲仙市が09年、全国に先駆け）は、2011年、全国に先駆け制度設計「定着支援センター」設立に入ります。（田賀隆雄）

累犯 居場所を探して 住民で障害者支えを

大村市は、民生委員児童委員や市の担当者が10人が出席し、情報収集や冊子によるため、地域生活定着支援センターと地域の中継点が協議会では初めてという。要二地域のネットワーク強化は犯罪防止につながる。協議会（雲仙市が09年、全国に先駆け）は、2011年、全国に先駆け制度設計「定着支援センター」設立に入ります。（田賀隆雄）

定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会（相談支援事業所）』との連携 (イメージ)



29年9月、大村市自立支援協議会 「司法と福祉連携部会」立ち上げ！

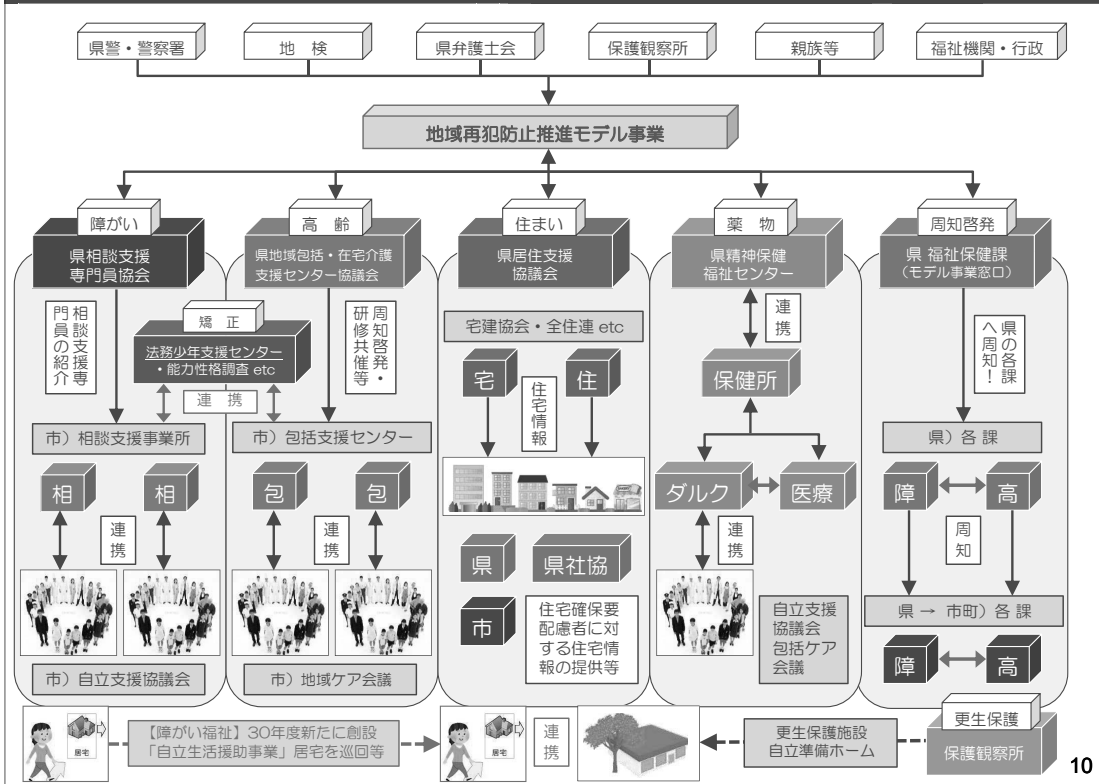


長崎定着は部会長！



9

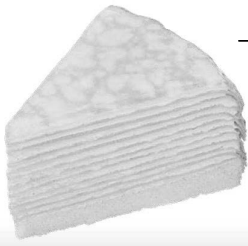
「地域再犯防止推進モデル事業」3カ年後の『官民協働ネットワーク図（長崎版）』 H.30.7.10版：長崎定着作成



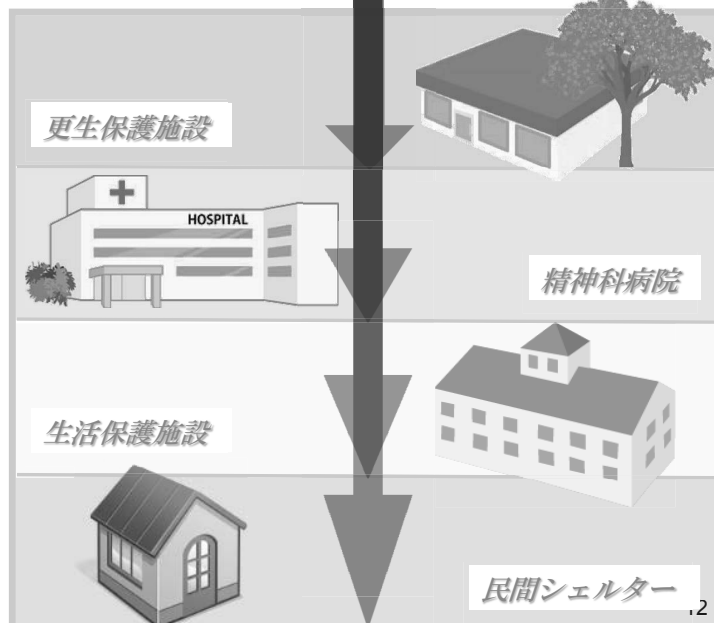
10

勾留期限等という時間のハードルにどう向き合うか？

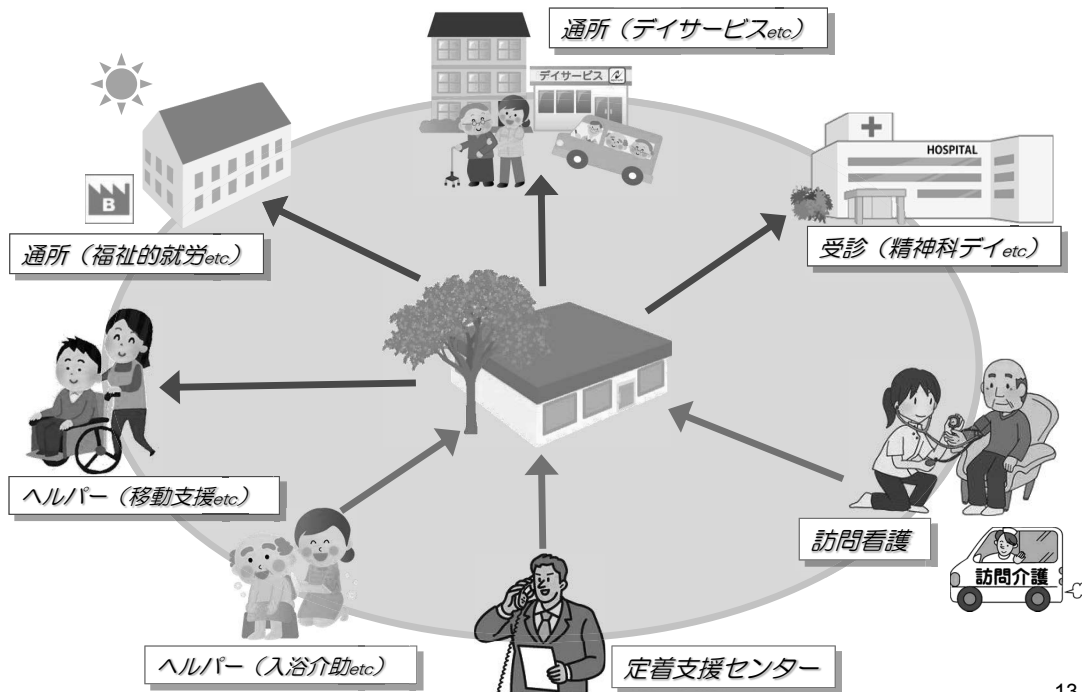
ミルフィーユ型の地域での支え ～ 多様なシェルター～



シェルターとしての
「ミルフィーユ型」支援



更生保護施設（多様なシェルター）を社会資源で包み込む



① 「捜査段階(起訴前)における主なフロー（障がい者版）」

■ I. 弁護士/検察官等からの電話相談

→基本的に「相談依頼書（被疑者・被告人版）」により、基礎情報を入手（FAX）

I-1. 弁護士/検察官からの依頼ではなく、支援している人などが逮捕された場合

- 警察署に連絡し、面会に行く。
- 被疑者国選弁護人がついているか本人に確認する。
- 地検の福祉的窓口（刑事政策推進室etc.）へ問い合わせをしてみる。
- 当番弁護士制度を利用する（連絡してみる）
- 弁護士がついていれば、弁護士事務所へ連絡し、本人を支援している旨説明する。
また、弁護士事務所等へも出向き、打ち合わせ等を行う。

II. 弁護士/検察官へ電話連絡し、「基礎情報+αの聞き取り」

- ①勾留期限
- ②前科前歴（特に出所5年以内or保護観察中or執行猶予中）
- ③矯正施設入所度数
- ④公判期日
- ⑤障がい者手帳・程度等の確認
- ⑥福祉サービス利用歴等の確認
- ⑦生活歴の確認
- ⑧家族関係の確認
- ⑨入通院歴の確認
- ⑩弁護士が接見した時の様子
- ⑪どういった関与（支援）を望んでいるのか？



14

① 「捜査段階(起訴前)における主なフロー (障がい者版)」

- ⑫弁護士（検察官）の見立て（ex.不起訴になるだろう・起訴されるだろう・起訴されたとしても執行猶予の可能性が高い）
 - ⑬※残期間がある場合：弁護士事務所（検察庁）訪問日時調整
 - ⑭※残期間が少ない場合：留置場（拘置所）面会日調整
- ※起訴前の段階だと、基本的に弁護士もあまり情報を入手していないことが多い。

Ⅲ. 弁護士事務所（検察庁）訪問

- 情報収集：主に上記①～⑭+αの確認
- 面会日の日程調整依頼（※基本的に留置場での一般面会：15分程度）
 - ・基本的に弁護士同席を依頼。
 - ・警察署へ面会時間延長の協議していただくよう依頼

Ⅳ. 留置場での本人面会（※一般面会：弁護士・定着職員2名：計3名）

- まず、弁護士から定着が面会に来ている趣旨を再度説明
- イラストで定着業務の説明
- 弁護士から依頼があって面会に来ている旨、説明
- 「答えたくない質問には答えなくて良い」と説明
- 基本的に15分程度なので、短期決戦！



15

① 「捜査段階(起訴前)における主なフロー (障がい者版)」

■ 主な質問事項 (case by case)

- 笑顔でご挨拶（緊張緩和）
- 体調確認・食事は？眠れているか？
- 勾留されて不安なこと、心配なことは？ etc

基本的に、どんな状況であっても
「関係性構築のPoint」を実行！
まずは信頼関係、アセスはその次！



- IQ等が不明の場合、過去に刑務所への受刑歴があれば、「弁護士法23条の2」に基づき、最後に出所した刑務所に「CAPAS」の照会をかけたよう弁護士へ打診
- 2回目以降の面会は定着のみで実施することが多い。
→但し、留置場での面会の場合には、弁護士に警察署との調整を依頼することが多い。
- 面会を重ね、様々なやり取りを行うことでアセスメントにつながる。また、本人との時間が増えることで信頼関係の構築にもつながる。
- 家族がいれば、弁護士より家族へ「定着関与」の旨、連絡してもらう。
→定着から家族へ連絡し、聞き取り。
→基本的に自宅訪問し、生活環境・生活状況等も併せて確認。

16

① 「捜査段階(起訴前)における主なフロー (障がい者版)」

■官民協働体制づくりの始動

- ①住所地の市町村へ出向き、協力要請（情報収集・ケース会議等の呼びかけを依頼・自立支援協議会との協働依頼）
- ②住所地の相談支援事業所へ出向き、協力要請（情報収集・ケース会議の呼びかけを依頼）
 - ・官民協働で福祉の手立てを申請（住民票・障がい者手帳・障がい福祉サービス等）
- 市町村・自立支援協議会・相談支援事業所/包括支援センター等との協働
 - ・官民協働での受け入れ先の調整（更生保護施設・福祉事業所・医療機関・在宅等）
- 市町村・自立支援協議会・相談支援事業所/包括支援センター等との協働
 - ・相談支援事業所・受け入れ事業所等との本人面会の調整
- 基本的に弁護士から留置場に面会の依頼（ex.定着2名・相談支援事業所1名）
 - ・官民の関係者を集めた「合同支援会議」を開催し、情報の共有化と今後の支援に向けた検討を行う。
- 必要に応じて弁護士へ出席を依頼している。

■受け入れ先(福祉事業所・更生保護施設・医療機関・在宅等)が確保された場合

- ・確約書の提出
 - 基本的に「確約書(定着)」「確約書(受け入れ事業所)」の2種類を準備
- ・可能であれば「更生支援計画書」の提出
 - 更生支援計画書の作成は、受け入れ事業所が作成する場合もあれば、定着支援センター(SW)が作成する場合もある。

■受け入れ先が確保されていない場合

- ・確約書の提出
 - 基本的に「確約書(定着)」のみ準備
- ・起訴・不起訴等が決まった際には、すぐに連絡をいただけるよう弁護士に依頼

17

② 「公判段階(起訴後)における主なフロー (障がい者版)」

■公判段階(起訴後)から関与した場合

- ・どこの拘置所に勾留されているか確認
- ・拘置所での面会時間は基本的に30分。
- ・留置場と違って拘置所の場合には、直接拘置所に出向き、窓口で面会の申し込みをすることが多いが、初回面会或いはケースによっては、弁護士に拘置所との面会調整(面会時間の延長等含む)を依頼。
- ・留置場での面会の機会が既にあった場合には、弁護士を通さず直接拘置所に出向き、本人との面会を重ねている。
- ・証人や必要書類等に関して、弁護士等との打ち合わせを行う。
 - 可能であれば、被告人に係る事件概要・生活歴・医療情報等の提供(複写etc)を依頼。
- ・実刑が確実な場合や現段階で積極的に定着関与が適当か判断しにくい場合(ex.本人の意向が二転三転)等には、弁護士との打ち合わせを行い、以下のような証言や関係資料提出を行っている。
 - 定着センターの業務や特別調整等に関する資料提出や証言(裁判所・検察の理解)
 - 矯正施設において特別調整対象者にピックアップされやすいような手立て(ex.裁判所・検察・弁護士等からの矯正施設への申し送り)の調整を図る(基本、弁護士と)



■判決後の対応(執行猶予の場合)

- ・判決後に保護観察所の「更生緊急保護」による支援が必要と思われる対象者には、判決後速やかに検察から「保護カード」の交付がなされるよう、事前に弁護士へ調整を依頼。判決が「保護観察付執行猶予」だった場合には、保護観察所への出頭も同行。
- ・後日、判決文(複写)等を提供いただけるかどうか弁護士へ事前相談。

■判決後の対応(実刑の場合)

- ・公判で明らかになった情報(障がいの可能性等)を、刑務所に申し送って特別調整に選定されやすくなるよう、弁護士を通じて(或いは検察官へ直接)検事へ打診。
- ・どこの刑務所に収監されたかは本人以外分からないため、拘置所に出向き「封筒(宛名・切手付)」を差し入れる。

18

The 基礎講座(司法)

弁護士 社会福祉士
浦崎 寛 泰
urazaki@panda-law.jp

1

1. 支援中の再犯(ケース①)

- いつ釈放されるのか？
- 当番弁護士を呼ぶ！
- 弁護人は何を知りたいのか？

2. 多額の借金(ケース②)

- 時効制度の落とし穴
- 自己破産のメリット・デメリット
- 法テラスの活用

2

ケース① 支援中の再犯！

特別調整対象者Aさん(50代・男性・知的障害・窃盗等前科5件)が、矯正施設から出所し、グループホームに入居して、3年近く経過した。

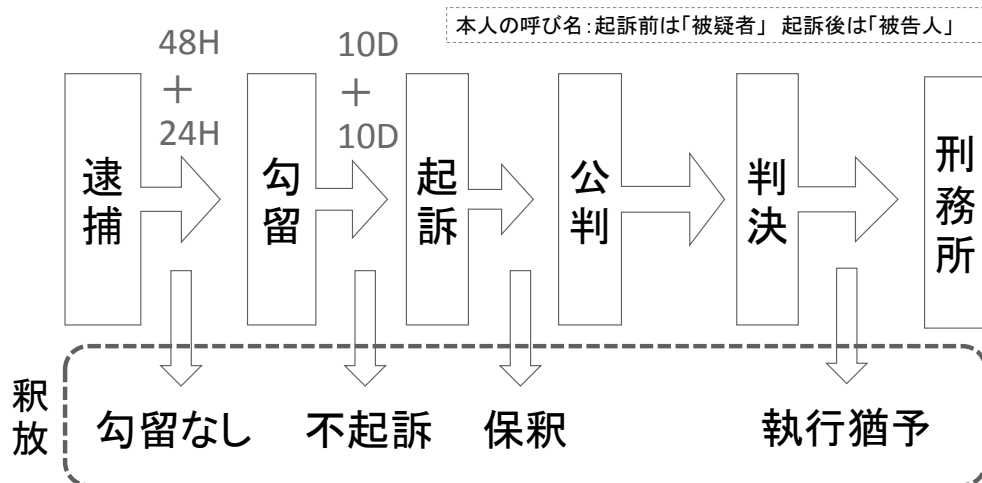
最近は目立ったトラブルもなく、定着によるフォローアップもほとんど必要がないところまで来た。

ところが、他の利用者との口論をきっかけにホームを飛び出し、民家に侵入して雨宿りしているところを、住居侵入罪で逮捕されてしまった。

これからどうなるのか？まずどこに連絡すればいいのか？

3

刑事手続の流れ



4

(ポイント①)いつ釈放されるのか？

実刑判決により収監されるケースを除き、釈放されるタイミングは、主として以下の4パターンのいずれか

→タイミングを見据えて動く必要がある

1. 勾留される前に釈放されるケース(72時間以内)
2. 勾留後、起訴されずに釈放されるケース(23日間以内)
3. 起訴後、保釈により釈放されるケース
4. 判決(無罪・執行猶予)により釈放されるケース

5

(ポイント②)当番弁護士を呼ぶ！

弁護人は、原則弁護士のなかから選任される
(私選弁護人と国選弁護人)

私選弁護人をつけるお金がない被疑者・被告人は「国選弁護人」
が選任される

ただし、被疑者に国選弁護人が選任されるのは「勾留後」のみ！
逮捕から2～3日の空白期間

6

当番弁護士制度

- 対象は逮捕された人(少年も含む)
- 逮捕直後から利用可能
- 24時間受付(ただし, 夜間・休日は留守電対応が多い)
- 1回, 無料で弁護士が駆けつける
- 本人から依頼することもできるし, 家族などからの依頼も可能
定着職員など第三者でも利用可能(重要!)
- 全国の弁護士会で実施している
(「当番弁護 ○○(県名)」で検索 →各県弁護士会のHPへ)

7

弁護士会の窓口に連絡する

「○○地域生活定着支援センターの■■■です。Aさんの支援をしています。」

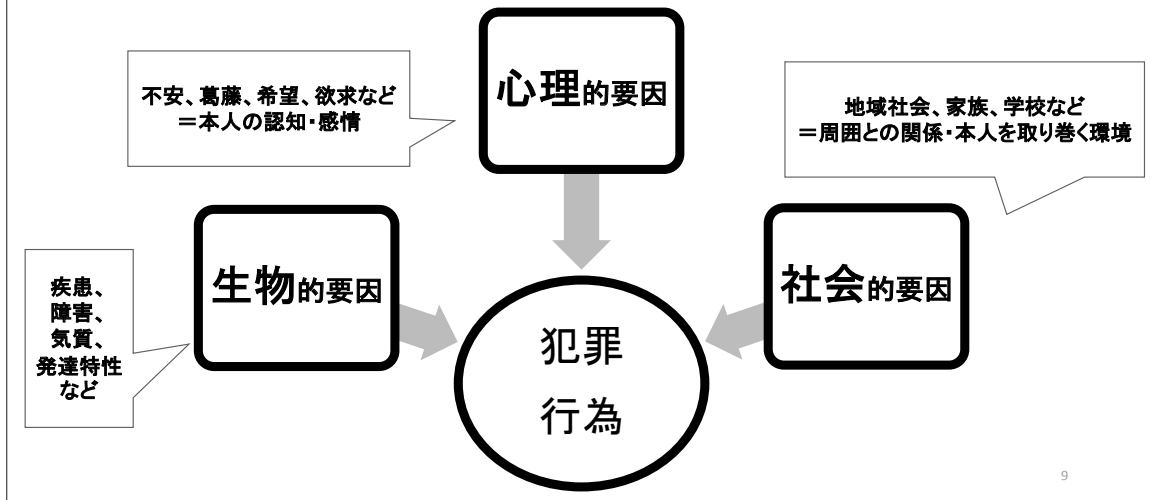
「Aさんは, ○月○日に△△をしたということで逮捕されて, ●●警察署にいます。」

「当番弁護士を依頼します。」

「Aさんのことについて事前に担当弁護士とお話したいので, 面会前に連絡をください。私の連絡先は, 090-××××-××××です。」

8

(ポイント③) 弁護人は何を知りたいのか？



ケース② 多額の借金！

特別調整対象者Bさん(40代・男性・精神障害・強盗等前科4件)は、住民票を帰住先に設定したところ、住所に多数の督促状が届くようになった。

服役前に利用していた消費者金融からの借金，飲み屋のつけ，知人からの借金など，100万円以上の債務があることが判明した。

生活保護受給中のため，返済はできない。放置しておいてよいか？

7年くらい服役していたので，すでに時効ではないか？

自己破産する場合のメリット・デメリットは？

弁護士費用が払えない場合はどうすればいい？

消滅時効

- 時効期間はいろいろ
 - (例) 飲み屋のツケ: 1年(短期消滅時効)
 - サラ金(会社)の借金: 5年(商事消滅時効)
 - 知人(個人)からの借金: 10年(民法の原則)
- 注) 2020年4月以降に発生した債務の時効は、原則「5年」に統一(民法改正)
- (注意点)
- 1円でも払ってしまうとリセット! (債務承認による時効中断)
 - 時効を確定させるには「援用」(意思表示)が必要
→「時効を援用します(払いません)」という通知を出しておく
(内容証明郵便がベストだが、普通郵便でも可)

11

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-15-11 富士見ビル

アコム株式会社 審査第一部 東京管理センター 御中

時効援用通知書

前略

貴社の私に対する債権は、すでに時効により消滅しております。

したがって、本書面をもって、消滅時効を援用いたします。

今後、私に対して請求をしないでください。

この文書は、浦崎寛泰弁護士(PandA法律事務所)に書いてもらいました。今後、私に対して請求を続ける場合は、浦崎弁護士に依頼する予定です。

草々

平成29年8月10日

12

自己破産のメリット・デメリット

◆メリット

免責(法的にチャラになる)→将来の強制執行(差し押さえ等)を回避

◆デメリット(?)

1. 費用 ⇨ 法テラスの活用
2. 手間 ⇨ 専門家に任せる
3. 「ブラックリスト」への登録 ⇨ すでに滞納しているならやむなし
4. 「何となく嫌」(マイナスイメージ) *最大のハードル!?

※よくある誤解(以下, 全部ウソ)

「戸籍に載る」「携帯電話が使えなくなる」「家財道具も全部没収」 → ×

13

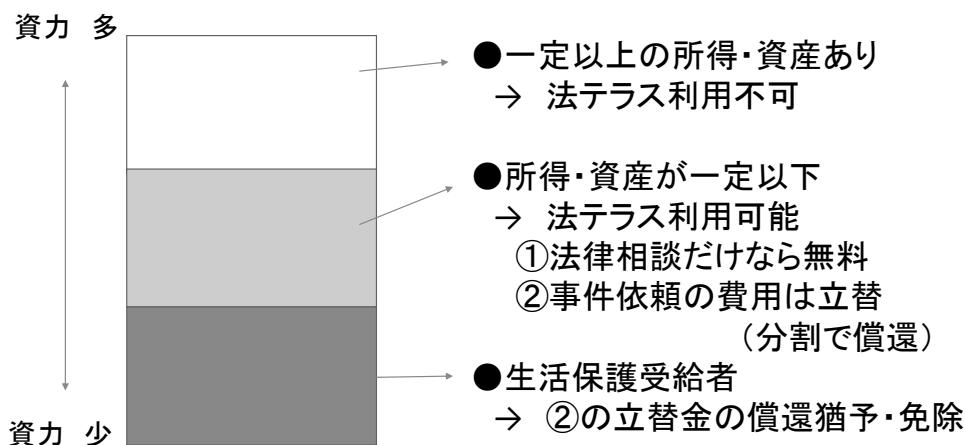
弁護士費用(法テラス)



生活保護受給者の場合は、立替費用の猶予・免除あり(自己負担0円)

14

法テラスの資力基準



15

Bさんのケース

- 債務のうち、飲み屋のつけと消費者金融からの借金については、消滅時効期間が経過している可能性が高い
→ 時効援用通知を出しておくのが確実(払ってはダメ!)
- 知人からの借金については、まだ消滅時効期間(10年)は経過していないと思われる(*2020年3月以前に借りた場合)
→ 生活保護受給中のため、返済は難しいだろう
→ 放置?自己破産?
- 生活保護受給中のため、法テラスを利用すれば、相談無料&自己破産の手続費用も自己負担なし(償還猶予・免除)
→ 法テラスの無料相談を利用して、方針を相談すべし

16

おまけ(裏技?)

■対象者が認知症や障害により、自分で相談に行けない場合は？

→法テラスの新たな出張相談制度(特定援助対象者法律相談援助制度)がH30.1.24からスタート！

＝「認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることができない方」に対して、「関係機関から」(not本人から)法テラスに連絡し、弁護士等をご自宅や福祉施設に派遣する制度

※具体的な実施方法は、お近くの法テラスへ相談を

(「認知症のためご本人が自分で相談に行けないので、出張相談をお願いしたい。」)

17

まとめ

1. 支援中の再犯！

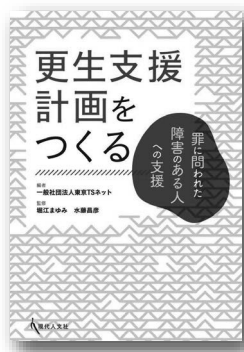
- I. 釈放のタイミングを見極めよう
- II. すぐに当番弁護士を呼ぼう
- III. 弁護人と協働しよう

2. 多額の借金！

- I. 消滅時効を理解しよう(期間, 援用)
- II. 自己破産のメリット・デメリットを理解しよう
- III. 法テラスを活用しよう

18

参考文献／参考サイト



- ◆刑事手続について知りたいときは
→『更生支援計画をつくる』(現代人文社)
編者:一般社団法人東京TSネット
監修:堀江まゆみ、水藤昌彦

- ◆時効・自己破産などについて知りたいときは
→ 法テラスのサイト内「FAQ検索」
(「法テラス FAQ」で検索)



弁護士も社会資源

Chapter 2

現場で生きる！ 「実践」エキス

各センターから寄せられた情報をそのまま掲載しております。
各書式に関しましては「全国地域生活定着支援センター協議会」へお問合せ下さい。

出口・支援

全盲状態の出所者の受け入れ施設確保難航について

【ケース】

他県の刑務所に受刑されている窃盗事犯（駅構内の売店での万引き）の70代前半の全盲男性。全盲であることにプラスして“元旦出所”ということも一つの要因となり、受け入れ先確保に難航した事案。受入先確保難航の一因である元旦出所を回避するためにも、早急に帰宅先（受け入れ施設）を確保し、仮出所を設定することを目標とした。

【今回の事件に至る経過】

かつては、県内某市内の養護盲老人ホームに入所していたものの、度重なる無断外出や禁煙場所での喫煙等があり、半ば強制的に退所させられる。その後県内の別市にある無料低額宿泊所に居を移すが、代表との関係性が悪化したこともあり、自身で勝手に退去、県外に足を向ける。某県の駅にて警察の職務質問を受け「地元に戻るよう」諭され、保護している旨の連絡を受けた無料低額宿泊所の代表及び当センター職員が遠路迎えに行くも、本人と一緒に帰ることを強く拒否。知人を頼って更に別の県に足を進めてしまう。そして、その先でも再び警察から保護され、新幹線に乗せられて地元に戻ることに。地元に戻ったものの、生活の目途が全く立たなかったことで“刑務所に戻ろう”と考え、駅構内の売店にて飲料類の万引きをして逮捕される。

【支援の経過】

某県の定着センターから支援の依頼が入り支援スタート。以前住んでいた養護盲老人ホームに対し、『再入所』を強く依頼するも、入所当時の問題行動を理由に断られてしまう。

住民票のあるY市から“入所を受けてくれるのであれば介護保険者になる”との了解を取り付けた上で、県内唯一の特別養護盲老人ホームに入所引き受けを依頼。しかし介護認定区分が低いことや『養護を飛び越える形で特別養護に来るといことはいかがなものか』ということで拒否される。

県内に帰宅先を確保することは困難…と判断し、圏域全体にエリアを広げて受け入れ先を探すこととする。その動きの中で、ようやく隣県にある2つの養護盲老人ホームから“前向きな”反応をいただくことが出来、その内1つの養護盲老人ホームが「まずは本人と会ってみたい」という更に前向きな回答をもらえたことで、刑務所での面接に同席いただくこととなる。

その後、その養護盲老人ホームから受け入れ許諾⇒帰宅先決定⇒仮釈放手続き、ギリギリのタイミングで間に合わせることが出来、無事に11月下旬に仮出所、養護盲老人ホーム入居となる。刑務所出所・施設入所の当日は、諸手続きの同行など、（そもそもの依頼のあった）他県定着センターの多大な協力を得られた。

【課題】

県内の施設入所にこだわり、“特別養護老人ホーム入所ありき”で動いてしまったことで、結果として相当の時間を要してしまった。そのことにより、元旦出所を回避できる仮出所申請までのタイムリミットがギリギリになってしまった。

養護老人ホームへの調整

≪ A 県に服役している元気な高齢者で統合失調症を持つ二人のケース TさんとKさん ≫

◎特別調整となったTさん

受刑前に住んでいた地域（住民票も残っているA県A市）の自治体へ、本人の希望からA市養護老人ホームの措置権者になってもらえないか相談した。

老人ホームへの入所措置等の指針などを理由に、全ての他の行き先の施設がないこと・在宅生活ができないことの証明をA市から求められた。

しかし、更生緊急保護や障害福祉のショートステイが申請できることやアパートが契約可能なことから、すべての行き先がないことは証明できず自立準備ホームへ入所した。2ヶ月後、更生緊急保護の終了により無保証人対応アパートへ転居したが、在宅生活は一月行うことができず、再犯により刑務所へ再入所することとなりTさんへの支援が終了した。

◎特別調整になったKさん

刑務所より連絡を受けたB市。長年B市で支援困難だったことから、定着支援センターに相談があり、その後、Kさんは福祉支援を希望し、急遽、3ヶ月前の特別調整となった。

受刑前に住んでいた地域（住民票も残っているA県B市）の自治体へ、本人の希望から養護老人ホームの措置権者になってもらえないか相談した。

B市の相談元の生活保護担当者からB市高齢福祉担当者と障害福祉担当者へ依頼してもらい、合同支援会議・チーム支援を行った。ショートステイやアパート契約ができたとしても「行き先があるとは言えない」と解釈し、B市養護老人ホームの入所の根拠には問題ないとのことだった。しかし、受け入れ手続きが出所日までに整わない為、急遽、障害福祉サービスの自立訓練宿泊型と自立訓練の調整を図ってもらった。同施設に居住し2ヶ月後、養護老人ホームへ移行し居住した。支援を受け本人は安定し、B市にとって長年の課題となっていた事例がB市の力により改善された。

特別調整ケースの養護老人ホーム調整の難しさ

県A市に服役している元気な高齢者ケース

受刑前に住んでいた地域（住民票も残っているB県B市）の自治体に養護老人ホームの措置権者になってもらえないか相談した。

前向きに話を聞いてもらうも、後に「マニュアルを確認したらどうしても措置権者は現在地（刑務所）になってしまいます。ウチも刑務所あるから悩ましいんですけど」との回答。

自治体間の協議をしてもらうも最終的に本人が帰住した地域が措置権者になるという話になる。

しかし、直接養護老人ホームへの調整では認められず、前住所地管内（B県B市）の自立準備ホームを使うことにし、自立準備ホーム入所後に申し立てを行うことになった。

精神鑑定書の閲覧、謄写

矯正施設より、鑑定入院をして、自閉症スペクトラムの診断が出ているとの情報があった。矯正施設に診断書の作成を依頼したが難しいとのことだったので、定着から検察庁に鑑定書の閲覧、謄写を依頼。鑑定書が必要な理由（障害福祉サービス利用の根拠とする等）を記載した依頼文を作成し、提出。1ヶ月ほど時間は要したが、無事に精神鑑定書の閲覧、謄写ができた。鑑定書受け取りの際に必要な書類を記入、身分証の提示などを求められる。

制約：①鑑定をした病院、主治医名は伏せてある。

②障害福祉サービス利用に必要な機関（市町村障害福祉担当者）以外には提示しない。

→様々な検査結果の情報や鑑定入院時の本人の様子などを今後の支援にいかすことができた。

(P.78 参照)

判断能力がない方のアパート契約解除について

認知症の方の事例：後見人が選任されるまで契約解除はできないのか？

- ・ 矯正施設入所中もアパートの契約は継続しており、滞納額が2年以上になっていた。
- ・ ゴミ屋敷状態であり、大家は退去を希望している。
- ・ 支援者としても認知症や住環境の問題もあり、アパートでの一人暮らしは困難と判断し、入所施設の調整をしている。
- ・ 本人も施設入所については同意している。

〈ある弁護士の見解〉

- ・ アパート契約を解除することが本人の利益になるのであれば後見人が選任する前でも解除しても問題ない。

〈ある弁護士の参考事例〉

- ・ 台風で隣の家の窓が割れてしまったが、隣人は旅行のため、不在。このままでは隣の家の被害が拡大すると考え、隣人の許可を得ずに窓を修理した。後日、隣人に窓の修理代を請求したが、勝手にやったのだから支払う必要はないと言われた。窓の修理代は請求できないのか？
⇒できる。窓を修理したことにより、家財道具などが守られ、隣人の利益になっているため。

刑の一部執行猶予の特別調整ケースの対応

一部執行猶予ケースの特別調整依頼を受け対応した。

【ケース】

薬物事犯。懲役1年8月の内、4月分を3年の執行猶予。

⇒出所から3年間プログラムを受けることが義務づけられる。

2週間に一回のコアプログラム（尿検査付）を5回受けたのちステップアッププログラムを月イチで残りの猶予期間中受け続けなければならない。

プログラム実施個所は保護観察所。

【留意点】

保護観察所に通える場所に帰宅環境を設定しなければならない。

プログラムを原則欠席できない。特別な事情がない限り遵守事項違反扱いとなる。

⇒実質的に「長期間の仮釈放」

【対応】

自助グループの運営するグループホームに入所。

自助グループでのミーティング参加をステップアッププログラムに置き換えることが認められ、観察所に通う必要がなくなった。

【課題】

自助グループは自主性が重んじられるが、プログラム参加は強制性がある。

薬物再使用を自助グループが発見した際に「観察所としては報告してほしい」とのことで自助グループの一般的な考え方は今のところなじまない。

服役中の運転免許証の更新について

■運転免許証の特定失効の取扱い

- ・特定失効者：有効期限から3年以内に失効した人やむを得ない理由（海外渡航・入院・収監等）がある人
- ・やむを得ない理由が止んだ日から1カ月以内であれば「特定失効者に対する講習」を受け、適性試験に合格すると新たな免許証が交付される。

■上記の解釈に基づき、服役中の運転免許証の更新については、以下の取扱いとなっている。

- ・出所日が有効期限から3年を超える人：服役中に更新手続きを行う
- ・出所日が有効期限から3年を超えない人：出所後手続きを行うよう指導。

矯正施設入所中の金融機関への残高照会について

刑務所、特別調整対象者において、本人名義の口座の残高照会を行った。（本人了承）

- 保護観察所を通して協力依頼。
- 領置されている通帳だけでなく、勾留中に宅下げをした通帳においても、記録にあった番号のみで残高照会を行ってもらった。
- 発生する手数料は本人の所持金から自己負担。（本人了承）

弁護士との金銭管理契約による好事例

【ケース】（40代・女性・精神）

- ・受刑中、ギャンブル依存症の内夫へ障害厚生年金の振り込まれる通帳を預けるのは不安。
しかし、受刑中に振り込まれた年金をおろして現金を差し入れしてくれる人が必要
↓
- ・日常生活自立支援事業へ相談するが利用不可。
理由）住所地の社協ではあるが、生活実態が明らかでない。
↓
- ・弁護士と金銭管理契約（5000円/月）を結び、弁護士が通帳を管理。振り込まれた年金を下し、現金を刑務所へ送る。
↓
- ・受刑中の不安や不便さが解消されたことで安定した受刑生活を送ることができ、出所後の安定した生活へも繋がった。

刑務所・地域の高齢福祉機関・定着で勉強会を開催し、 そこでできたつながりが生きてコーディネートがうまく進んだ事例

とある矯正施設ととある地域包括支援センターが認知症のケースを通じて勉強会開催の必要性を感じ、後日、市の高齢福祉課、市内地域包括支援センター、市内居宅介護支援事業所、定着支援センターも交えて勉強会を開催。その際に、定着支援センターが調整中だった別の矯正施設からの認知症疑いのケースについて、勉強会に参加されていた地域包括支援センターに相談。出所後の介護保険・介護予防事業等の利用について、

相談がスムーズに進んだ。なお、住まいについては、本人の希望・同意を踏まえ、逮捕前に住んでいたアパートの大家さんのところに定着支援センターが伺い、事情を理解していただくことができ、「出所後も引き続き住んでも大丈夫」との回答を得てあったので、アパート帰住予定。滞納分の家賃は本人の貯金（年金等による）から支払い予定。

⇒認知症（疑い）のケースについて、刑務所・地域の高齢福祉機関・定着で勉強会を開催し、そこでできたつながりが生きてコーディネートがうまく進んだ。

矯正施設でのプログラムの内容・実施結果等に関する資料を「特別調整対象者状況通知書」により取得する

■ 状況

性非行を繰り返して少年院に入院している少年について、どのような性非行だったのか、周囲が「性非行」とみなしている行動に対して本人はどのように考えていたのか、ということ詳しく知りたいと考えた。その詳細を理解することが、寛容な社会を作っていくうえで重要だと考えた。少年院に問い合わせたところ、「保護観察所からの依頼があれば、再非行防止に資する範囲での情報提供を検討する」とのことで、保護観察所に相談。後日、保護観察所から、「特別調整対象者状況通知書」とともに、性非行防止指導で利用したワークブックの内容・実施結果等に関する資料が送付された。

■ 手順

特別調整対象者について、保護観察所が、更生保護法 30 条に基づき、矯正施設に「円滑な社会復帰に資する範囲で、矯正施設が実施するプログラムの内容・実施結果等に関する資料を送付していただきたい」旨の依頼文を矯正施設に送付

↓

同依頼に基づき、矯正施設から保護観察所に当該資料を送付

↓

保護観察所が「特別調整対象者状況通知書」とともに、当該資料を定着支援センターに送付

■ 根拠

①更生保護法 30 条

保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

②平成 28 年 3 月 31 日付け法務省保観第 7 号別添実施要領

「特別調整対象者状況通知書」

医療少年院退院時の配慮ある対応

【状況】

特別調整ケースで医療少年院を仮退院し、精神科病院に入院となる際の対応。定着支援センターとしては本人を安全確実に入院につなげたかったため医療少年院から直接、病院に送ってもらいたい旨要望。

少年院から移送は可能だが難点があるとのこと。

- 1、仮退院式をしないといけないが、仮退院式後は関われないので、移送先で仮退院式をする必要がある。
- 2、仮退院式までは手錠をかけることとなる。

⇒定着としては、仮に病院で仮退院式のための部屋を借りられたとしても、そこまで移動する間に手錠された姿を人目にさらすわけにはいかない。

【解決方法】

医療少年院からマイクロバスで病院まで移送。病院駐車場で定着と家族で合流。病院駐車場に停めたマイクロバス内で仮退院式を実施。(バスはカーテンがあるので外からは見えない)

保険料減免について、ソーシャルアクションにより、市町村の条例が変わった事例

対象者出所後、某市町村に保険料（国保、介護）の減免手続きに行ったが、出所日の年度分しか減免できないと言われた。市町村によって、違いはあるが、殆どの市町村では遡って減免手続きができていたりや刑務所の現状や福祉的なニーズがある方の支援の理解について、市町村担当者に話をし、今後検討していただくようお願いした。

⇒1年後、窓口に行くとお話をいただいた後、課内で検討した結果、遡れないのはおかしいという意見も多かった。今年度からできるようになりました。」と担当者から話あった。

本人が受領していない受刑期間の障害基礎年金の返還要請と対応

知的障害がある遠方のA県出身の40代男性。隣のB県で同居人と生活していて生活苦から窃盗で逮捕。当県C刑務所から出所となり、特別調整でB県に住所を残したままC県の更生保護施設に帰住した。

出所当日、年金事務所で年金状況を確認したところ、障害基礎年金が停止されていないことを確認。年金事務所より返還を求められた。返還を保留し、支払先B地方銀行に問い合わせると、収監中引き出されていることを確認された。

この時点で、通帳も印鑑も所持していない状態だった。しかし、本人は収監期間を含めて10年以上年金を手にしていない状態だった。

翌日、本人とB地方銀行へ行き、年金口座の凍結手続きし、入出金明細照会を行った。もう一つの口座「ゆうちょ銀行」の口座凍結手続きを行ったが、入出金明細照会は「ゆうちょ銀行」通帳が無い事から不可だった。通帳再発行も認められなかった。

その為、障害基礎年金がいつからどのくらい第三者に使用されたかわからなかった。

法テラスに相談したが後見人がいないと代理交渉は難しいとのことで、現時点では加害者と交渉が難しいと判断した。

半年後、障害福祉施設へ入所。同施設と取引のある郵便局へ、施設による証明の元での身分照会、旧年金用口座廃止依頼、入出金明細照会依頼をおこなった。一ヶ月後、口座廃止の為の再発行手続き、通帳再発行後その口座の廃止（不正利用防止）、入出金明細照会（年金の不正利用の状況の確認）を行った。

入出金明細による確認は過去10年までであった。障害基礎年金の第三者による不正使用は、前刑務所収監中から含め10年以前からであり、確定できるものだけで700万円ほどであった。

年金事務所に対して再交渉を行い、結果的に、更に半年後、収監中の障害基礎年金の返還は本人に求めない。本人が前刑出所後時の障害基礎年金は支払わない。今回の出所日より年金を再開することとなった。

以降の取り組みは本人と支援施設にまかせた。

定着センター開設当時のケースで弁護士との連携が上手く行かなかった。

受入れ施設の都合から、住所を変更しなかったことも困難さの一つとなった。

更生保護施設入所中の医療扶助の申請について（預託）

内容)

刑務所等を出所した者が「更生保護施設」へ入所し、生活保護の「医療扶助（更生保護施設では原則「医療扶助」のみ）」を申請する場合、これまでは手持ちの現金をすべて0円まで費消しなければ生活保護申請が認められなかった。

しかし、その場合、有期限（基本的に6カ月以内）である「更生保護施設」を退所する場合、稼働収入が無い対象者や無年金者は所持金0のまま退所しなければならず、困窮の連鎖を断ち切れない場合が少なくない。

上記を踏まえ、手持ちの現金を「将来への必要経費」として捉え、担保したまま生活保護申請が行うことは出来ないか？

実例あり・回答)

「更生保護施設」入所時の手持ちの額にかかわらず、「将来必要となる費用」として全額すべてを更生保護施設へ「預託」という形態をとればOK。

そうすることで、生活保護上、手持ちの生活費が0円と同じ状態であるため、事実上、手持金はすべて残したまま「医療扶助」は認められることになる。

また、介護保険施設等へ入所している生活保護受給者にならば、預託した額から毎月9,000円程度は必要経費として自由に使っても良い。

最終的な「預託金」の取扱いに関しては「更生保護施設」を退所する時点で、その入所期間や移行形態（ex. 引越越し費用や家具什器費用が発生するか）を総合的に加味し、必要経費を相殺（ex. 預託金額が大きければ、本来生活保護から支給されるような費用を自己負担）するような考え方になる。

本人に対する医療行為の同意

《ある弁護士の見解》

・医療行為を受けるかどうかの判断は本人しかできない。家族や身元引受人等で代替できない。成年後見人もできない。

※ただし、身元保証人等が、本人と深い関わりがあって、本人の考えを推測できるような人である場合には、身元保証人等の同意が本人の意思を推測する1つの資料になる可能性はある。

《例外》

医療同意が本人の生命・健康を維持するために必要であり、その医療行為に緊急性があって、また、医師より、医術の基準に合致して医療行為がなされる場合には、本人の明らかな不同意がない限り、同意は不要であると解されます。（例：交通事故などで意識がない場合）

《実際の対応事例》

・身寄りがなく、本人の判断能力がない場合、病院、福祉関係者で協議をして判断した。

金銭管理の工夫（自動送金）

【状況】

- 日常の金銭管理を就労継続支援 B 型がしてくれていたが、突然の事業所変更により金銭管理者がいなくなったケース。
- ・日常生活自立支援事業は利用まで約半年かかる。
- ・ケース特性から成年後見手続きもなじまない。
- ・日常生活自立支援事業の利用開始まで暫定的に定着で管理することに。

【対応】

- 銀行で口座を 2 つ作成。
 - ①生活保護費が入る通帳は定着が管理
 - ②小遣い用の通帳は本人が管理
- 銀行で自動送金手続きを行い、1 のつく日（1 日、11 日、21 日）に 5000 円ずつ①から②に自動的に送金されるように設定。
 - ※金額は送金回数は裁量で設定可能。ただし、送金回数が増えると手数料もかかるので注意。
 - ゆうちょ⇒ゆうちょで一回 123 円。

【結果】

- ・定着の負担はさほど大きくならなかった。月一回家賃支払いや、ヘルパーへの食費送金のみ。

就籍について（70 代・男性・本籍不詳）

内容)

- 就籍：日本人でありながら戸籍のない者について新たに戸籍に記載されること。
就籍をするには家庭裁判所の許可を得るか、または判決を得て就籍の届け出をすればよい（戸籍法 110, 111）

状況)

- 特別調整協力等依頼書に係る資料の“本籍地”が全て“不詳”となっていた。
- 生活歴や聞き取り内容から、戦後の満州からの引き揚げ時により行政手続きが上手くできていなかったことが予測された。
- 弁護士へ就籍手続きについて相談するが「救護施設で生活継続可能であれば就籍しなくても・・・。籍はやったことがないし・・・。」と後ろ向き。

ポイント！)

- 定着支援センターとして「狭間を埋め明らかにすることが定着の業務」ということで就籍手続きを進めていく。

手順)

- 服役中より、本人聞き取り・関係機関（市役所・法務局）からの情報収集行う。
- 弁護士に相談。弁護士と協働して情報収集を行い“就籍許可申立書”の作成。
- 申立書の中で明らかにしなければいけなかったこと・方法

- ①日本国民であること・・・DNA 鑑定・生活実態の聞き取り（祖父母や両親の宗教・使用していた言語）
- ②無籍であること・・・戸籍がある可能性のある市町村へ全て照会をかける。（本人名・両親名・兄弟名）
- 家庭裁判所へ“就籍許可申立書”提出。
- その後、家庭裁判所調査官の面談等を踏まえ“就籍許可”の審判がおりる。
- 市役所へ“就籍届”提出し“就籍完了”

賃貸物件（アパート等）の効果的な見つけ方（give & take 版）

内容)

保証人不要などの賃貸物件（アパート等）で生活されていた対象者が、仮に再犯や所在不明などのイレギュラーな出来事で“退去”となった場合。

対応)

誰もが嫌がる部屋の後片付けなどの“後処理”を、むしろ積極的に出向いて大家さんや業者さんと一緒に“汗”して行うことで、「あなたたちも大変だなぁ。アパート探しで困ったことがあったら、また相談しておいで！」といったお声かけをいただくことがある。

そうやって得た“信頼”は、次の対象者の方、次の対象者の方へと物件紹介の“輪”が繋がっていきやすい。現場の知恵として

入口・支援

拘置所勾留中の差し入れについて

■差し入れを受け付ける基準

- ①勾留中に使えるものか
- ②危険性がないか

■具体例

- ①衣類：差し入れ可） 金具・ひも・ゴムがついていないもの
差し入れ不可） 破けていたり破損がひどいもの
枚数制限） 各種衣類により 1 日に差し入れできる枚数は限られているが、日を分ければ何度でも何枚でも差し入れることは基本的に可能。
- ②写真：差し入れ可） 落書き等がされていないもの・フォトフレームやアルバムに入っていないもの
枚数制限） 10 枚 / 1 日と枚数は限られているが、日を分ければ何度でも何枚でも差し入れることは基本的に可能。
- ③シーツ：差し入れ可） 拘置所内で使用している布団の規定に合うもの
- ④名刺・事業所パンフレット：差し入れ可

■基本的に差し入れ不可のもの

- ①宗教用具：マリア像（陶器製のため）・ロザリオ
- ②本人宛の郵便物
※窓口での差し入れはできないが拘置所へ本人宛に郵送すると差し入れることができる。

拘置所からの宅下げの受取について

拘置所勾留中の支援対象者からの宅下げについて、宛名を「個人名」にすれば、その人個人しか受け取れない。

①宅下げの宛先を「〇〇県地域生活定着支援センター職員」とする。

※この点を宅下げする支援対象者に事前に説明が必要。

②〇〇県地域生活定着支援センターの職員であることを名刺、身分証で証明できれば、事業所職員として誰でも受け取ることができる。

被疑者・被告人釈放時に係る「保護カード」の取得方法

内容)

釈放後に「更生緊急保護」を申し出ることを想定している場合。

釈放前の時点から弁護士等から検察官の方へその旨打診していただいでおくことで、釈放時には検察官の方から速やかに「保護カード」が交付されやすい。

入口支援から2度目の特別調整

A 県に服役している中度の知的障害がある60代男性は、20代後半からアルコール関連で入退院を10年繰り返し、入院ができなくなった30代後半以降、窃盗で刑務所を出入りしていた。60歳になるまでの20年以上の殆どを刑務所で過ごし、地域では一月も暮らせなかった。

60歳で特別調整となり、独力での生活が困難なこと・衝動性が強く欲求の制御が上手くできないこと、人との付き合いを求めていることなどから施設入所を勧めたが、アパートを希望。

日中の福祉施設とアパートを調整した。しかし、一月生活することなく再犯し逮捕された。

逮捕後、二週に一度、留置所や拘置所へ通い、判決まで一回15分の面接を繰り返し、今回の生活やできないことできないことを振り返った。その中で、今度は福祉施設からスタートすることを本人が希望し、裁判においても本人の口から受刑後の福祉施設を希望する旨が話された。

その後、二度目の特別調整において福祉施設を調整、グループホームに住みながら通所施設へ通うことになった。

落ち着くと今が人生で一番幸せですと話していた。トラブルはその後も数多くあり飛び出すこともあったが、施設に戻りたいと涙を流すこともあった。

4年が過ぎ、今も施設で暮らしている。

更生緊急保護の対象外になるケース

72歳女性のケース。

告訴取下による釈放の場合、更生緊急保護の対象にはならない。

釈放数時間前にご家族から初めて定着に相談があり、保護観察所に問い合わせたところ、告訴取下の場合には更生緊急保護の対象にはならないとのことだった。

本人情報が極めて少ないこと、ご家族が本人の引き受けを拒否されていること、釈放時間が17:00（役所が閉まる時間帯）に延びたことなどもあり、釈放当日からの住まい確保等に苦労した。

死体遺棄（死亡日が特定できない場合）のケースでの遺族年金申請

68歳女性。「夫が死亡した状態であるのに、これを放置した」として罪名は死体遺棄。定着は入口支援として関与し、情状証人として出廷等する。執行猶予判決となり、本人は地域での生活を再開。以降も定着は年金手続等で関与する。

年金事務所に事情を話したところ、「死体遺棄」という事情はあるが、遺族年金の申請ができるかもしれない、とのこと。申請には、夫の「死亡日」がわかる書類が必要とのこと。通常は「死亡診断書」が存在するが、今回は死体遺棄ということもあり、「死体検案書」での申請となるだろう、とのこと。ただ、医師が作成した死体検案書の死亡日欄（「死亡したとき」）には、「平成●●年12月～平成●●年4月頃」としか書かれておらず、特定の日にちが記載されていない（いつ亡くなったのかが特定できない）。

亡くなった夫の住民票の除票を確認したところ、「不詳 死亡 平成●●年9月6日」との記載がある（死体検案書の日付とも食い違いがある）。

弁護士や年金事務所に再度確認したところ、「死体検案書の、一番現在に近い日付での申請になるだろう」とのこと。今回の場合は、死体検案書の「平成●●年4月頃」で申請。

※今回は、医師が作成した死体検案書の死因欄も「不詳」と記載されており、事情によっては（事件が非常に悪質で遺族と言いが難い場合には）申請が却下されることもある、とのこと

生活保護受給者のレスキュー事業活用について

生活保護受給者のレスキュー事業活用について

- A市にて生活保護受給者（障害基礎年金受給あり）
- 4月の保護費・4/14支給の年金を全て落としてしまい、4/26の時点で次の保護支給日（5/2）まで残高500円。
- 保護課ワーカーの調整で、5月分の保護費を前倒しという形での対応でなく、レスキュー事業の食事提供を調整という形で対応。
- レスキュー事業：本人自宅近くの児童養護施設で食事提供あり

市社協の貸付金（福祉資金）

「福祉資金」

- ・ 民生委員の面談と、本人の印鑑が必要
- ・ 民生委員の面談後、市社協事務所にて資金受け取り
- ・ 返済は10回の分割払いまたは社協に持参
- ・ 連帯保証人なし…15000円まで借用可
- ・ 連帯保証人あり…30000円まで借用可
- ・ 本人と連帯保証人の印鑑証明あり…50000円まで借用可

出口・書式

特別調整の流れ～対象者説明用～（出口支援）

利用者説明用（高齢者）
利用者説明用（若者）
利用者説明用（少年）
利用者説明用（英語版）
（※ P.74 ～ P.76 参照）

説明資料）定着支援センターの役割（出口支援バージョン）

★説明資料）定着の役割（出口支援）

業務マニュアル）特別調整・一般調整の支援スキーム

★業務マニュアル（特別・一般調整支援スキーム）

入口・書式

説明資料）定着支援センターの役割（入口支援バージョン）

説明資料）定着の役割（入口支援）

マニュアル）入口支援に係る「電話相談・聞き取りシート」

★入口支援に係る聞き取りシート

入口支援に係る「相談依頼書」

被疑者被告人支援「依頼書」

勾留中の服薬状況の確認方法

内容・手順

- ①面会・書式差し入れ：面会し支援者の意図と目的と下記の手順を伝え、書式を本人へ差し入れる。
- ②本人記入：本人が勾留先へ情報開示の申し出を行い、開示受けた情報を書式へ書き入れてもらう。
- ③宅下げ：書き入れてもらった書式を支援者宛に宅下げをしてもらい、情報が書き込まれた書式を受け取る。
服薬把握に関するシート

情報 BOX・Q&A

「地域生活移行個別支援特別加算」の要件について

内容)

加算要件の一つとして、「社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること」とあるが、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者には「常勤 or 非常勤」の縛りはあるのか？

国・回答)

「常勤 or 非常勤」の縛りはない。
非常勤の「社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者」であっても、要件は満たす。

「社会生活支援特別加算」取得の対象について

内容)

当該日中事業所に社会福祉士等の資格を有した職員は配置されていないが、当該事業所の2階に社会福祉士等の資格を有した職員が配置された事業所（※定着支援センター）がある環境の場合、「社会生活支援特別加算」の対象となり得るか？

→今回の環境の場合には「なり得る」

根拠)

厚生労働省告示第91号

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させることにより、介護給付費等単位数表第の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

社会生活支援特別加算について事例

就労継続支援B型の事業所で事業所内に社会福祉士や精神保健福祉士がいなかったのですが、定着支援センタースタッフが定期的（基準なし）に訪問したり、会議参加をしているというかたちで加算が認められました。

自治体によって対応が異なるかとは思いますが。

| その他・とりあえず何でも

| 児童自立支援施設退所時の就職支度金について

内容)

- 児童自立支援施設（その他、児童養護施設等を含む）を退所し就職する児童に対しては、“就職”に際して必要なものを準備するために“就職支度金”が受け取れる。
- “就職”について、これまでは一般の就職先が一般的であったが、障害福祉サービス上の就労継続支援 A なども“就職先”として認められた。
- なお、申請にあたっては、退所後の雇用を証明する“採用証明書”等の書類の提出が必要。

実例)

- 17 歳) 児童自立支援施設 退所 → 就労継続支援 B 型事業所 (共同生活援助) 利用
- 19 歳) 児童養護施設 退所 → 就労継続支援 B 型事業所 (共同生活援助) 利用

業務マニュアル

(特別調整・一般調整の支援スキーム)

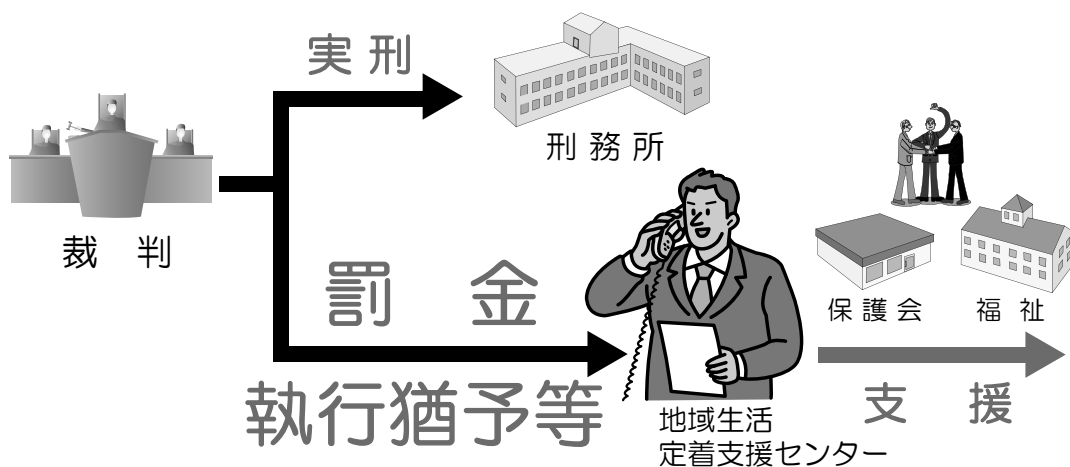
<p>① 相談受付 (事務担当)</p>	<p>「特別調整協力等依頼書」が届いたら、所内回覧と統計データ入力</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変動確認シートを作成 2. 統計データを入力 (鉛筆書き：通し番号・氏名・年齢・障がい有無・CAPAS) 3. 「依頼書」を所内回覧 <ul style="list-style-type: none"> ・回覧後、「依頼書」「変動確認シート」を特別調整依頼書ファイルで保管。 			
<p>② 初回面談の 日程調整</p>	<p>ミーティングで初回面談日を調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 面談未実施の一覧を作成 (事務担当) 2. 初回面談の日程を調整 (ミーティング等) 			
<p>③ 初回面談 (相談員)</p>	<p>初回面談実施後、「変動確認シート」提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初回面談実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「変動確認シート」も忘れずに持参。 2. 「変動確認シート」の記載項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース担当となった職員は所長へ障害種別等を確認 3. 「変動確認シート」のコピーを事務担当に提出 (黄色のファイル) 4. 個人ファイルを作成 (相談員) <ul style="list-style-type: none"> ・テプラを作成：「通し番号」、「Y田・T郎_氏」(縦書き、スペースは全角) ・「変動確認シート」は原本を個人ファイル一番最初に綴じる 			
<p>④ 統計入力 (事務担当)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「変動確認シート」の内容を統計表へ反映 (事務担当) <ul style="list-style-type: none"> ・反映が済んだ「対象者変動確認シート」はファイルに綴じ保管 ・移行や支援実績はその都度「対象者変動確認シート」で通知する 			
<p>⑤ 関係機関へ 書類を発送</p>	<p><input type="checkbox"/> 赤いコーンの活用 (別資料参照)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; padding: 5px;"> <p>自県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 特別調整協力結果通知書</p> </td> <td style="width:33%; padding: 5px;"> <p>他県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務協力結果通知書</p> </td> <td style="width:33%; padding: 5px;"> <p>自県→他県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務等協力依頼書 (他県)</p> <p><input type="checkbox"/> 共助依頼/特別調整協力結果通知書</p> </td> </tr> </table>	<p>自県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 特別調整協力結果通知書</p>	<p>他県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務協力結果通知書</p>	<p>自県→他県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務等協力依頼書 (他県)</p> <p><input type="checkbox"/> 共助依頼/特別調整協力結果通知書</p>
<p>自県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 特別調整協力結果通知書</p>	<p>他県→自県</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務協力結果通知書</p>	<p>自県→他県</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービス等調整計画通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 支援業務等協力依頼書 (他県)</p> <p><input type="checkbox"/> 共助依頼/特別調整協力結果通知書</p>		
<p>⑥ 3ヶ月 実績報告</p>	<p>実績に挙げる項目：手帳の申請・結果、介護認定の申請・結果、区分・サービス、年金</p>			
<p>⑦ 結果通知の 作成・発送</p>	<p>・ 徹底事項「結果通知の発送 (別資料参照) 。</p>			
<p>変動確認シート の書き方</p>	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動確認シートは「国統計」や「県への実績報告」等の資料作成に使用する ①現状を即反映すること ②支援実績は確実にあげること ・ 事務担当は、月次・統計の作成時、「対象者変動確認シート」と突合して確認。 <p>☆≡ 普段からのチェックポイント ☆≡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに手続きしたもの、区分や認定に変更はないか？ 			

地域生活定着支援センターの役割 ①



刑務所を出所する「障害者」や「高齢者」の方が、生活に困らないように、また犯罪を犯さないで生活できるように支援します。

地域生活定着支援センターの役割 ②



裁判で「執行猶予」になったり、一旦「保釈」された「障害者」や「高齢者」の方にも、福祉の支援が受けられるように支援します。

とくべつちょうせい 特別調整とは・・・

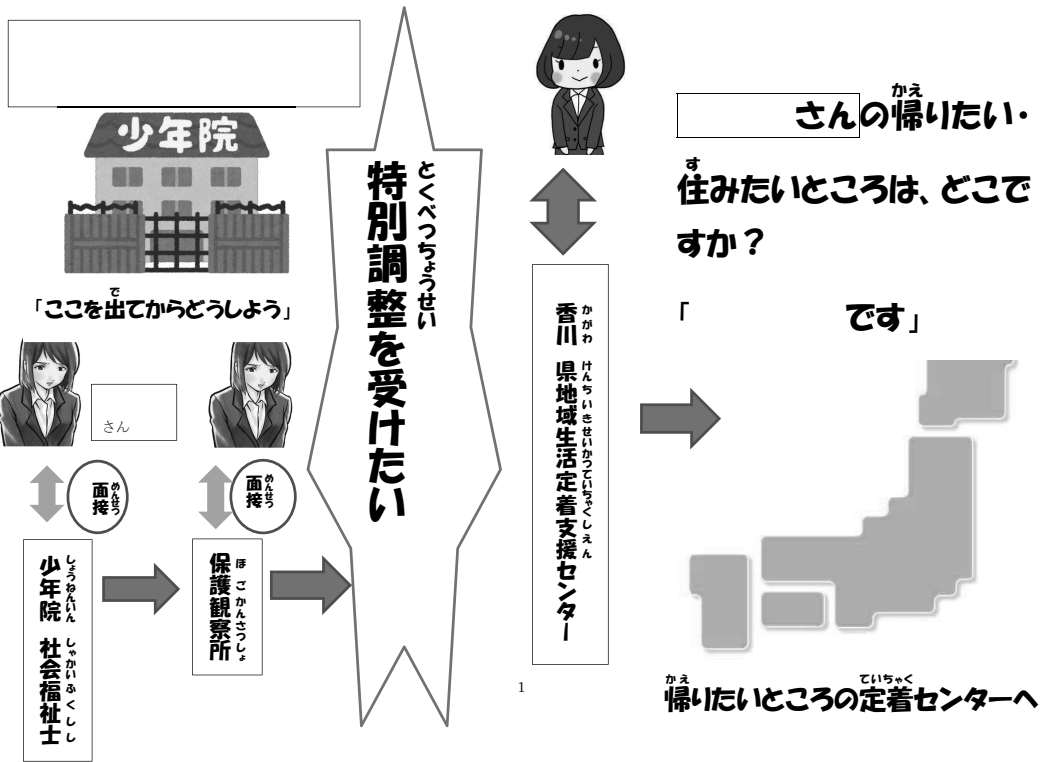


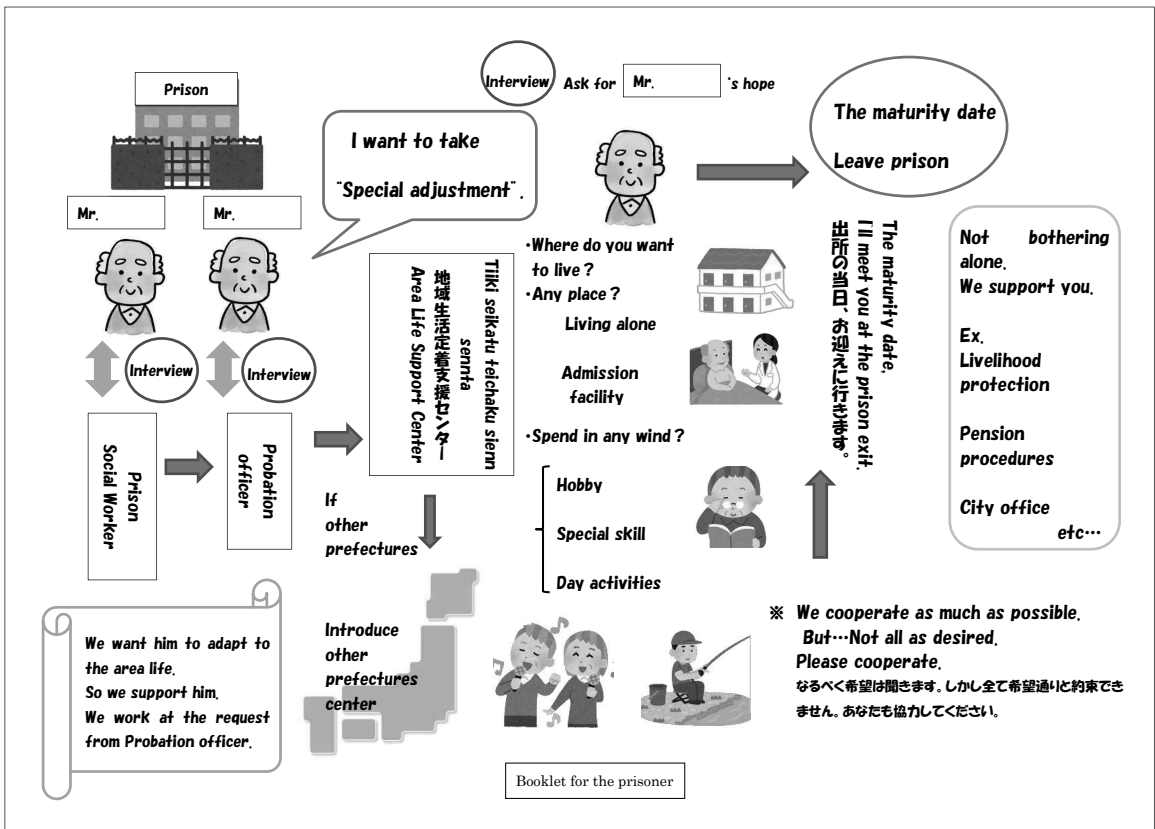
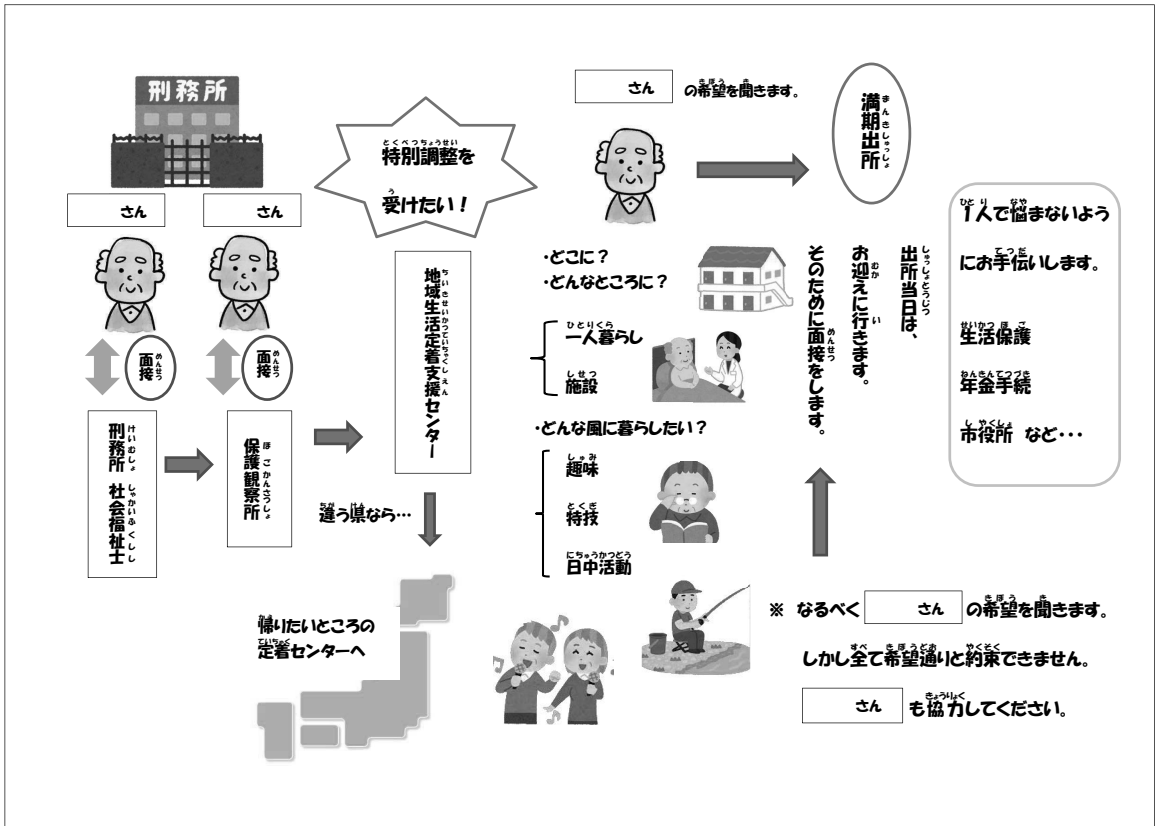
たいいんび
退院日までに さんの きぼう希望を聞いて、
せいかつ生活の じゅんび準備をします。

- ・どこに？
- ・どんなところに？



・どんな ふうく風に暮らしたい？





①所属 ②氏名 ③連絡先は必ず聞く！復唱！

被疑者の場合

- 相談者の主訴（定着にどのような関与・支援を求めているか）
- 勾留先の警察署
- 勾留満期日
- （弁護士以外からの相談の場合）被疑者国選弁護人の有無
- 今後の見通し（起訴 or 不起訴、実刑確定 or 執行猶予、どちらになるか微妙など）
- 罪名 ⇒ 特に性犯の場合は、どのような対象に対する事件かを確認（例：幼児ねらい、若い女性ねらいなど）
- 前科前歴の有無（保護観察の有無等）
- 障がい者手帳の有無 ⇒ あれば等級を確認
- 障がい福祉サービス利用歴の有無
 - ⇒ 高齢者の場合は「介護保険サービス利用歴の有無」⇒ あれば利用事業所を確認
- 経済状況（生活保護受給の有無、障がい年金受給の有無、その他の収入源）
- 入通院歴（特に精神科。精神障がい者の方の場合は必ず聴く）⇒ あれば診断名を確認
- 学歴
- 職歴
- 接見しての印象（受け答えの様子や事件に対する本人の主張など）
- 家族の意向
- 本人の意向

被告人の場合

- 相談者の主訴（定着にどのような関与・支援を求めているか）
- 勾留先（警察署 or 拘置所）
- 公判日時・場所（裁判所）
- （弁護士以外からの相談の場合）国選弁護人の確認
- 公判の見通し（実刑確定 or 執行猶予、どちらになるか微妙など）
- 罪名 ⇒ 特に性犯の場合は、どのような対象に対する事件かを確認（例：幼児ねらい、若い女性ねらいなど）
- 前科前歴の有無（保護観察の有無等）
- 障がい者手帳の有無 ⇒ あれば等級を確認
- 障がい福祉サービス利用歴の有無
 - ⇒ 高齢者の場合は「介護保険サービス利用歴の有無」⇒ あれば利用事業所を確認
- 経済状況（生活保護受給の有無、障がい年金受給の有無、その他の収入源）
- 入通院歴（特に精神科。精神障がい者の方の場合は必ず聴く）⇒ あれば診断名を確認
- 学歴
- 職歴
- 接見しての印象（受け答えの様子や事件に対する本人の主張など）
- 家族の意向
- 本人の意向
- 調書の写し等資料をいただけるのか否か

勾留されていないケースは「現住地」を聴く！

平成 年 月 日

〇〇地方検察庁
 〇〇 〇〇 様

〇〇地域生活定着支援センター
 センター長 〇〇 〇〇

裁判確定事件記録の閲覧や謄写について（依頼）

平素より、大変お世話になっております。

この度、下記の者が特別調整※の対象者となり、現在、当センターで社会復帰のための福祉的な調整を行っております。今後、地域で生活するためには高齢福祉・障害福祉などの支援が必要であり、福祉サービスを利用するためには障がい福祉サービスの根拠となる情報（診断書等）が必要となります。

つきましてはご多用の中、大変恐縮ではありますが、精神鑑定書の閲覧や謄写にご協力いただけますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたらお手数ですが、担当までご一報くださいますようお願い致します。

※特別調整とは

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援が受けられることができるよう、各関係機関が連携して特別の手続きにより、社会復帰のための調整を行うもの。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日 昭和 年 月 日
- 3 本 籍
- 4 住 所 地
- 5 罪 名
- 6 刑の確定日 平成 年 月 日（懲役 年 月）
- 7 入所している矯正施設 〇〇刑務所
- 8 入所日・終了日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 9 その他

・使用目的：障害福祉サービス申請時、市役所障害福祉担当者への提示、関係機関へ口頭での情報提供。

担当：
 TEL

●収監受刑者に適用される社会保険規定のまとめ

保険区分	措置	準拠法令	届出の申請手続き	保険料課金届出を申請しなかった場合に、 出所後の本人生活へ及ぼす影響
国民健康保険	加入	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第5条(被保険者) 第6条(適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※ただし、単身世帯での国民健康保険加入者で、収監に伴い他市区町村へ異動する場合は、転入の手続きとともに国民健康保険の資格喪失・取得手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納保険料や返金金の請求を受ける。 滞納期間によっては、給付制限を受ける。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7条(保険料の減免等) 	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請を行う場合＞ <ul style="list-style-type: none"> 本人又は親族等の代理人が、市区町村に対して届出を行う。 (在所証明書添付等) 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第10条(保険料の減免等) 第10条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 	
	時効	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第110条(時効) 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料減免申請の届出期間に關して＞ <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第110条(時効)に關して、出所を以て、 ※出所後の届出申請に關しては、市区町村によって異なる。 	
医療	加入	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第95条第1項(被保険者) 第95条(資格取得の時期) 第96条(資格喪失の時期) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 本人又は親族等の代理人が、市区町村に対して届出を行う。 ※刑務施設等に収監された場合、保険料を徴収しないこととされている為、本人生活には特段影響なし。 	
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第95条(被保険者) 第96条(資格喪失の時期) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第95条(被保険者) 第96条(資格喪失の時期) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	時効	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第110条(時効) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
介護	加入	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9-11条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※ただし、介護保険被保険者で、収監に伴い他市区町村へ異動する場合は、転入の手続きとともに介護保険の資格喪失・取得手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 本人又は親族等の代理人が、市区町村に対して届出を行う。 ※刑務施設等に収監された場合、保険料を徴収しないこととされている為、本人生活には特段影響なし。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第11条(適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第11条(適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	時効	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第110条(時効) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	

保険区分	措置	準拠法令	届出の申請手続き	保険料課金届出を申請しなかった場合に、 出所後の本人生活へ及ぼす影響
介護	加入	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9-11条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※ただし、介護保険被保険者で、収監に伴い他市区町村へ異動する場合は、転入の手続きとともに介護保険の資格喪失・取得手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 本人又は親族等の代理人が、市区町村に対して届出を行う。 ※刑務施設等に収監された場合、保険料を徴収しないこととされている為、本人生活には特段影響なし。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第11条(適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第11条(適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	時効	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第110条(時効) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
年金	加入	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※国民年金に継続して加入するためには住民登録が必要、収容施設の所在地で住民登録を行うことを推奨 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納保険料の請求を受ける 年金支給額等の加入期間決定において、未納期間として扱われる。 年金支給額等の算出において、未納期間として扱われる。 ※免除申請が認められれば、老齢年金支給額に反映(国庫負担分) ※国民年金は住民登録がなければ各種手続きができないが、真正施設収容者については住民登録を代行することで各種手続きが可能 ※真正施設に請求を行うの生活のしおりに、以上の国民年金制度や手続き方法について記載されている。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	加入	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	

保険区分	措置	準拠法令	届出の申請手続き	保険料課金届出を申請しなかった場合に、 出所後の本人生活へ及ぼす影響
年金	加入	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※国民年金に継続して加入するためには住民登録が必要、収容施設の所在地で住民登録を行うことを推奨 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納保険料の請求を受ける 年金支給額等の加入期間決定において、未納期間として扱われる。 年金支給額等の算出において、未納期間として扱われる。 ※免除申請が認められれば、老齢年金支給額に反映(国庫負担分) ※国民年金は住民登録がなければ各種手続きができないが、真正施設収容者については住民登録を代行することで各種手続きが可能 ※真正施設に請求を行うの生活のしおりに、以上の国民年金制度や手続き方法について記載されている。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	加入	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第7、9条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
厚生年金	加入	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9、14条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 収監に伴う手続きは不要 ※国民年金に継続して加入するためには住民登録が必要、収容施設長の在所証明書を減免申請書に添付することで申請可能 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納保険料の請求を受ける 年金支給額等の加入期間決定において、未納期間として扱われる。 年金支給額等の算出において、未納期間として扱われる。 ※免除申請が認められれば、老齢年金支給額に反映(国庫負担分) ※国民年金は住民登録がなければ各種手続きができないが、真正施設収容者については住民登録を代行することで各種手続きが可能 ※真正施設に請求を行うの生活のしおりに、以上の国民年金制度や手続き方法について記載されている。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9、14条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	給付	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9、14条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	
	加入	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法＞ <ul style="list-style-type: none"> 第9、14条(被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納期間によっては、給付制限を受ける。 	

〇〇地域生活定着支援センター 行

※FAX 番号の間違いにご注意下さい

FAX :

(TEL :

E-mail :

)

相談依頼書（被疑者・被告人支援）

依頼日	平成 年 月 日 ()		
依頼者		所属 事務所	
TEL		FAX	

対象者 氏名			歳	生年月日	年 月 日
	(イニシャル・可)		男・女		
住所	(〇〇市程度で可)				
障害者 手帳	有・無	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (知的障害)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	
	<input type="checkbox"/>	小学校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 中学校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 高校 (卒・中退)	<input type="checkbox"/> 不明
罪名 嫌疑					
逮捕	年 月 日		勾留 場所		
起訴	年 月 日 / 未定		初公判	年 月 日 / 未定	
犯罪 概要					
前科 前歴	有 (犯 回) ・ 無		受刑歴	刑事施設：有 (回) ・ 無	
				少年院：有 (回) ・ 無	
特記	障害の可能性 (接見時の様子・心身の特徴等)				

※記入は可能な範囲の情報で構いません。不明な点も記入の必要はございません。

() さんが「飲でいるお薬」を教えてください

いつ	なに 何を (お薬の名前)	どれくらい (何錠)
あさ 朝	■	
	■	
	■	
	■	
	■	
ひる 昼	■	
	■	
	■	
よる 夜	■	
	■	
	■	
	■	
	■	
ね まえ 寝る前	■	
	■	
	■	
	■	



Chapter 3

現場で生きる！
用語集

用語集

※ 設置数は支所・分所を含む。 ※ 法律用語を除いて「障がい」「障がい者」で統一。

【 あ 】

言渡しの日 いいわたしのひ

事件を起こした者が、裁判で判決を言い渡された日のこと。

委託保護 いたくほご

更生保護施設が保護観察所長の委託に基づき保護を行うこと。

一時保護事業 いちじほごじぎょう

更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容することなく、帰住のあっせん、金品の給与、貸与、生活の相談等を行うこと。各都道府県にある「更生保護協会」が実施している。

一般刑法犯 いっぱんけいほうはん

【参考】→刑法犯 (p86)

一般遵守事項 いっぱんじゅんしゅじこう

すべての保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

【参考】特別遵守事項 (p91)

一般調整 いっぱんちょうせい

特別調整でない従来からの生活環境調整制度のこと。

【参考】特別調整 (p91)

医療刑務所 いりょうけいむしょ

身体・精神上の疾病や障がいがある受刑者を収容する施設。薬物やアルコールの依存症も対象となる。身体、精神疾患等の者を収容する施設として東京都八王子市・大阪府堺市に、精神疾患等の者を収容する施設として愛知県岡崎市・福岡県北九州市の、全国に4か所に設置されている(平成21年4月現在)。

医療少年院 いりょうしょうねんいん

家庭裁判所によって心身に著しい故障があると審判された、おおむね14歳以上の罪を犯した少年を収容する施設。満26歳まで収容できる。全国に2か所設置されている。(平成21年4月現在)

医療保護入院 いりょうほごにゅういん

精神保健福祉法33条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。精神障がい者で、医療及び保護のために入院を要する

と精神保健指定医によって診断された場合、精神科病院の管理者が本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意により、入院(4週間限定)させることができる制度。

【参考】措置入院 (p91)

引致 いんち

一般的には、身体の自由を拘束した者を一定の場所又は一定のところへ強制的に連行することをいう。保護観察所における引致は、保護観察対象者に遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由がある場合等に仮釈放の取消しの申出等の前提として、所要の調査をするため、保護観察対象者を強制的に保護観察所等一定の場所に連行する必要がある場合にとられることが多い。

恩赦 おんしゃ

行政権によって、国の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる制度であり、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の5種類がある。

【 か 】

確定の日 かくていのひ

判決内容が確定する日。通常は言渡しの日から15日目であり、判決内容に不服がある場合、言渡しの日から確定の日までの15日間であれば上訴できる。

家庭裁判所調査官 かていさいばんしよちょうさかん

【参考】→少年審判 (p89)

仮釈放制度 かりしゃくほうせいど

受刑者を刑満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進すること等を目的とする制度。

①有期刑3分の1、無期刑10年を経過していること、
②改悛の状があることが要件となっており、「引受人」「帰住地」があることも重要な考慮要素となる。

【参考】満期釈放 (p94)

科料 かりょう・とがりょう

財産刑(財産の剥奪を内容とする刑罰)の一種。金額は1,000円以上1万円未満であり、刑罰の中で最も軽い。科料を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

【参考】労役場 (p94)

観護措置 かんごそち

観護措置は、家庭裁判所が調査・審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全するための措置である（少年法第17条第1項）。観護措置には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置とがある。

参考 少年審判 (p89)、審判 (p90)、保護処分 (p93)

帰住予定地 (帰住地) きじゅうよていち (きじゅうち)

刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

起訴 (公訴の提起) きそ (こうそのていき)

検察官が裁判所に対して、被疑者が犯人だとして刑事裁判を求めること。「公訴の提起」ともいう。裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」という。起訴によって対象者が「被疑者」から「被告人」に変わる。

起訴猶予 きそゆうよ

不起訴処分的一种。起訴に十分な客観的な証拠があり、起訴する条件がそろっていても、被疑者の性格・年齢・境遇・情状等を考慮して、検察官の裁量で起訴しないこと。

参考 不起訴 (p92)

逆送 ぎゃくそう

少年の事件は基本的に家庭裁判所にて審判が行われるが、死刑、懲役、禁錮に当たる事件で、同所の審判により、事件の性質や情状から保護処分には適さず、成人と同じような刑事処分が適当と判断した場合に、検察官に送致されること。「検察官送致」とも呼ばれる。送致された少年は成人と同じように公開の法廷で裁判が行われる。平成12年の少年法の改正により16歳未満の少年でも逆送して刑事処分の対象となることが可能となった。

矯正管区 きょうせいかんく

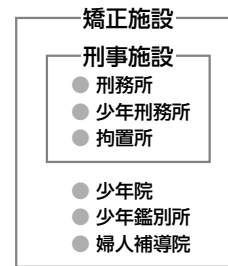
矯正施設の適切な管理、運営を図るために設けられた法務省の地方支分部局。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8矯正管区が設置されている。

矯正施設 きょうせいしせつ

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

参考 刑事施設 (p85)、刑事収容施設 (p86)

図1 矯正施設・刑事施設の範囲

**協力雇用主** きょうりよくこようぬし

犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。全国に8,471の協力雇用主がいる（平成22年2月1日現在）。

禁錮 きんこ

自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。懲役と違い義務としての刑務作業は科されない。ただし、本人の申出によって刑務作業につくことは認められており、禁錮受刑者のほとんどが就業している。懲役と同様に「有期禁錮」と「無期禁錮」がある。過失犯に科される傾向が多い。

虞犯少年 ぐはんしょうねん

20歳未満で、まだ罪を犯していないが、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある者。

参考 触法少年 (p90)、犯罪少年 (p92)

刑期起算日 けいききざんび

刑期計算上の初日のこと。

拘禁中の者については、裁判の確定の日。上訴の放棄または取下げによって裁判が確定する時は、その申立書または取下書を所長又は代理人に提出した日。拘禁されていない者については、拘禁された日。

刑事裁判 けいじさいばん

刑事事件について、被疑者を検察官が起訴することによって始まり、起訴状に書かれた事実を証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めたときは、どのような刑罰を科すのが適当かを審理する手続き。

参考 民事裁判 (p94)

刑事施設 けいじしせつ

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。現在、全国に77か所設置されており、うち少年刑務所、拘置所はそれぞれ7か所、8か所ある（平成21年4月現在）。

参考 矯正施設 (p85)、刑事収容施設 (p86)

刑事収容施設 けいじしゅうようしせつ

刑事施設、都道府県警察に設置される留置施設、海上保安留置施設の総称。

参考 矯正施設 (p85)、刑事施設 (p85)

刑事収容施設法 けいじしゅうようしせつほう

正式には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」。

平成17年に制定された刑事収容施設の管理運営及び被収容者の処遇等について規定した法律。それまで刑務所における受刑者は、明治41年に制定された「監獄法」に基づいて処遇されていたが、被収容者の権利保障や受刑者処遇の原則や内容が不十分な点等の理由から、今日的な行刑とはそぐわないものとなっていた。平成15年に設置された「行刑改革会議」の提言が契機となり制定へ結びついた。

特徴としては①刑事施設の管理運営の透明化、②受刑者の権利義務、職員の権限の明確化、③受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正処遇の内容等を明確に示したことが等がある。特に受刑者処遇の目的として社会復帰を原則とすることが明示されたことで、「作業」のみを義務づけていた処遇から、改善指導等の教育的な処遇の充実が図られるようになった。

継続保護事業 けいぞくほごじぎょう

更生保護事業の一つ。

保護を必要とする者を更生保護施設に収容して、宿所および食事の供与、社会生活に適応させるために必要な生活指導等を行うこと。

刑罰 けいばつ

犯罪を行った者に対して法律上科せられる制裁。日本では刑の重い方から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。

刑法犯 けいほうはん

刑法及び次の法律(特別法)に規定する罪を犯した者。
①爆発物取締罰則、②決闘罪二関スル件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等ノ処罰二関スル法律、⑤盗犯等ノ防止及処分二関スル法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から交通事故の場合の自動車運転過失致死傷等を除いた者。これらは過失犯であり量的にも多く数の変動があるため、全体の傾向を正確に知るために使用される。「特別法犯」とは刑法犯以外の特別法上の罪を犯した者。

刑名 けいめい

死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料等の刑罰の名称。

参考 罪名 (p88)

経理作業 けいりさぎょう

刑事施設で受刑者に課される刑務作業の一つであり、刑事施設を自営していく上で必要な炊事(受刑者等に食べさせる食事を作る係)、洗濯、清掃等の作業を指す。刑事施設内において、ある程度の作業成績や受刑態度、能力を認められた受刑者に対し、これらの作業を行わせることが多い。

検挙 けんきょ

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。逮捕と違い身柄の拘束は伴わない。

参考 逮捕 (p91)

検挙件数 けんきょけんすう

認知された事件の被疑者が判明し、検察庁へ送致された件数。警察による事件解明を示す指標となる。

原告 げんこく

民事訴訟(行政訴訟も含まれる場合もある)を提起した側の当事者のこと。対義語は「被告」。

参考 被告人 (p92)

抗告 こうこく

参照 →裁判のしくみ (p87)

更生保護 こうせいほご

罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように、改善更生を行うこと。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院等の対象者への措置及び諸活動を指す。社会内において様々な関係者、社会資源等と連携して処遇されることから、「社会内処遇」とも言われる。地方更生保護委員会・保護観察所の公的機関のみではなく、実質的な活動を担う更生保護法人及び保護司の民間関係者、あるいはBBS会・更生保護女性会の民間ボランティアが協力した、「官民共働」による活動が大きな特徴である。

更生保護施設 こうせいほごしせつ

矯正施設退所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な指導を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする施設。全国に104施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生

保護法人や社会福祉法人、NPO 法人等によって運営されている（平成22年3月31日現在）。

更生保護女性会 こうせいほごじょせいかい

犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援や、地域の犯罪・非行の予防活動、子育ての支援活動等を行う、女性のボランティア団体。全国で1,309団体、約19万人の会員がいる（平成21年4月現在）。

控訴 こうそ

参考 → 裁判のしくみ (p87)

拘置所 こうちしょ

主に被疑者、被告人等の身柄を収容する施設。

参考 被疑者 (p92)、被告人 (p92)

拘留 こうりゅう

自由刑の一種。1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される。禁錮と同様に義務としての刑務作業は科されない。

勾留 こうりゅう

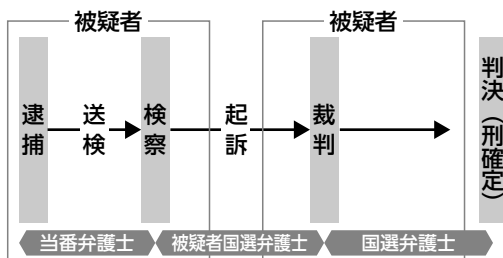
罪を犯したことが疑われ、かつ①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれかの理由から、捜査を進める上で身柄の拘束が必要な場合に、検察官の請求に基づいて裁判官が勾留状を発付して行う強制処分。原則10日であり、やむを得ないときは10日（内乱罪等の場合には15日）を限度に延長できる。

国選弁護制度 こくせんべんごせいど

被告人が貧困その他の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、被告人の正当な利益を保護するために、被告人からの請求によって国がその費用で弁護人を選任する制度。

参考 被疑者国選弁護制度 (p92)、
当番弁護士制度 (p91)

図2 被告人国選弁護人、被疑者国選弁護人、当番弁護士の違い



コラージュ collage

雑誌や広告・新聞等から写真や絵を切り抜き、台紙に貼って1枚の作品を作成させる美術の表現方法の一種。作成する過程で達成感を味わったり、無意識的な自己

を認識する一助とする。行動観察として少年鑑別所で実施されている。

【 さ 】

在所証明書 ざいしょしょうめいしょ

刑務所に入所していたことを証明する証明書。住民票を更生保護施設の住所に移す際や、入所中に更新期間が切れている免許証等の更新・再発行や保険証等の支払い免除のための申請等に必要な書類。

裁定 (通算) さいてい (つうさん)

未決通算の一つ。裁判所の裁量によって未決勾留の日数全部又は一部を刑に算入することができる。裁定通算の日数は、判決の主文において明示される。

参考 法定 (通算) (p93)、未決通算 (p94)

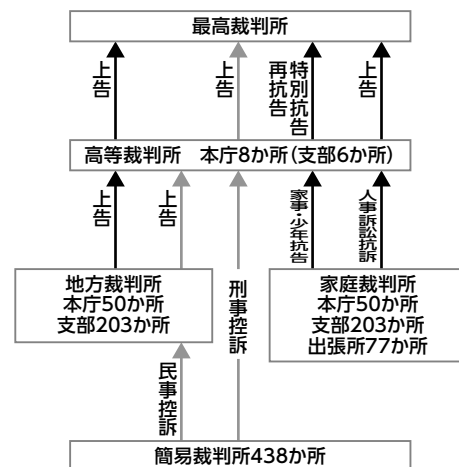
裁判の仕組み さいばんのしくみ

わが国では正しい裁判を実現するために、三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられる三審制を採用している。

事件の内容によって、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われる。第一審の判決に不服のある者は上級の裁判所に不服申立ができる（第二審）、第二審の判決にも不服がある者はさらに上級の裁判所に不服申立ができる（第三審）。最高裁判所は終審の裁判所であるので、その裁判は最終のものとなる。

第一審から第二審への不服申立を「控訴」（少年法では「抗告」）、第二審から第三審への不服申立を「上告」という。

図3 裁判の仕組み



再犯防止推進法 さいはんざいぼうしすいしんほう

正式には「再犯の防止等の推進に関する法律」。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及

び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されている。（法務省HP）

罪名 ざいめい

殺人罪・放火罪のように、犯罪の種類を表す名称。

参考 → 刑名 (p86)

作業報奨金 さぎょうほうしょうきん

刑務作業に対する報奨金。日本では賃金制は採用されておらず、平成28年度では1人平均4、320円/月になる（『平成29年版犯罪白書』）。原則として釈放され釈後復帰する際に支給される。（平成29年版犯罪白書）

試験観察 しけんかんさつ

少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付すこと。「在宅の試験観察」と、民間の篤志家や施設等に住み込みながら指導を受ける「補導委託」に分かれる。

示談 じだん

犯罪により生じた財産的被害の賠償について、当事者同士で話し合うこと。損害賠償、謝罪等が受け入れられ、示談が成立している場合は、被害者が加害者を許していること（宥恕）の表れの一つとして、被告に有利な量刑となりうる。

執行猶予 しっこうゆうよ

裁判所が刑を宣告した場合において、刑の執行を一定期間猶予し猶予期間を無事経過した時は、その刑を免除する制度。執行猶予中は保護観察に付することもできる。

指定帰住地 していきじゅうち

矯正施設から仮釈放等になって社会復帰する者が、そこに帰って生活することを指定される場所のこと。

指定更生保護施設 していこうせいほごしせつ

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」の指定を受けた更生保護施設のこと。特別な支援を行うために、福祉の専門職が配置されており、全国で57か所が指定を受けている（平成21年4月現在）。

指導監督 しどうかんとく

参考 → 保護観察 (p93)

児童養護施設 じどうようごしせつ

保護者がいない、虐待されている等、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させ、その自立を支援することを目的とする施設。少年法による保護処分の一つに「児童自立支援施設等送致処分」がある。全国に569か所設置されている（平成20年10月現在）。

社会復帰促進センター しゃかいふっきそくしんせんたー

参考 → PFI 刑務所 (p95)

社会復帰調整官 しゃかいふっきさちょうせいかん

保護観察所において心神喪失者等医療観察法の対象者の生活環境の調整及び精神保健観察に従事する者。制度発足に伴い新たに配置され、全国で98人配置されている（平成22年3月現在）。

参考 → 心神喪失者等医療観察法 (p90)

釈放事由 しゃくほうじゆう

仮釈放や満期釈放等、身柄拘束を解かれた理由を指す。

就業支援センター しゅうぎょうしえんせんたー

参考 → 自立更生促進センター構想 (p90)

終身刑 しゅうしんけい

受刑者を生涯刑事施設に拘禁する刑罰。仮釈放の可能性が認められていない「無期刑」であり、わが国の現行法では存在していない。米国や豪州の一部の州、オランダ、中国等で採用されている。社会復帰がなく受刑者に絶望感を抱かせるという人道的な見地からの批判もある。

準初入 じゅんしよにゆう

再犯加重の要件を満たさない者のうち、入所度数が2回以上で5年間再犯をしていない者のこと。「準初〇入」と記載される。

参考 → 入所度数 (p92)、累犯 (p94)

上告 じょうこく

参考 → 裁判のしくみ (p87)

常習累犯窃盗 じょうしゅうるいはんせつとう

窃盗罪・窃盗未遂罪にあたる行為を常習的にする罪。過去10年間に3回以上これらの罪で懲役刑を受けた者が、新たに罪を犯すと成立する。3年以上の有期徒刑とされ、一般の窃盗罪よりも重い。

少年院 しょうねんいん

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。平成29年4月1日現在、全国に52庁(分院6庁を含む。)が設置されている。少年の年齢や心身の状況により、第1種、第2種及び第3種の3つの種類に分けて設置されており、どの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定される。

なお、第3種を除き、男女は別の施設を設けています。そのほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある。

少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のあるさまざまな教育活動が行われている。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立つ。また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れている。

	年齢	心身の状況	犯罪傾向の程度
第1種少年院	おおむね 12歳以上 23歳未満	著しい障害なし	
第2種少年院	おおむね 16歳以上 23歳未満		犯罪傾向が進んでいる
第3種少年院	おおむね 12歳以上 26歳未満	著しい障害あり	
第4種少年院	少年院において刑の執行を受けるもの		

少年鑑別所(鑑別所) しょうねんかんべつしょ(かんべつしょ)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

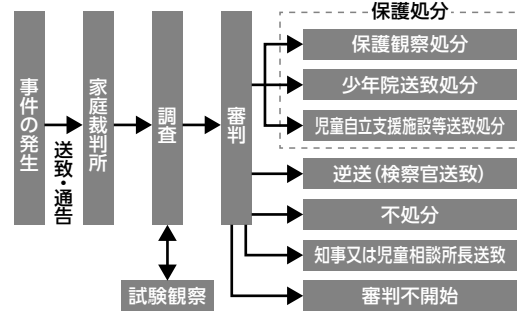
少年審判 しょうねんしんぱん

非行少年(20歳未満の男女)は、14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者(犯罪少年)、14歳未満の刑罰法令違反者(触法少年)及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(虞犯少年)とに分かれる。すべての少年事件は一旦家庭裁判所に送られ(「家裁送致」)、更生のための処遇が決定される。担当の裁判官は心理学、社会学、教育学等の専門家である家庭裁判所調査官に命じ、少年の非行の動機や背景、家庭の問題等について調査する。必要であれば少年鑑別所

における「観護措置」も実施される。

家庭裁判所は家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の報告を総合し「審判」によって少年の処分(保護処分)を決定する。

図4 少年審判の流れ



参考 観護措置 (p85)、審判 (p90)、保護処分 (p93)

処遇指標 しょうごうしひょう

受刑者の属性及び処遇の種類及び内容を示す指標。受刑者は刑執行開始時に、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づく処遇調査が行われ、処遇指標が指定される。

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指	導補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

② 受刑者の属性

属性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

③ 犯罪の傾向

犯罪傾向の進捗	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

触法少年 しょくほうしょうねん

実質的には罪をおかしているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことはならないとされている。

参考 虞犯少年 (p85)、犯罪少年 (p92)

自立更生促進センター構想

じりつこうせいそくしんせんたーこうそう

この構想は、親族や民間の更生保護施設では受け入れ困難な刑務所退所者等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行うことにより、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するものを「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行うものを「就業支援センター」と呼んでいる。

平成22年3月1日現在、北海道沼田町の「沼田町就業支援センター」（少年院仮退院者等の男子12名の定員）、北九州市の「北九州自立更生促進センター」（仮出所者の男子14名の定員）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（仮出所者及び満期出所者等の男子12名の定員）が運営を開始している。

身上調査書 しんじょうちようさしよ

被收容者の犯罪や非行の概要や動機、共犯者の状況、被害者の状況、生活歴、心身の状態等が記載された書類。受刑者を新しく收容した時に、施設所在地の地方更生保護委員会等に送付され、保護観察所の生活環境の調整に使用される。

心神喪失者等医療観察法

しんしんそうしつしゃとういりようかんさつほう

正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」。

刑法39条では、善悪を判断して行動する能力がない（心神喪失）者の行為は「罰しない」、あるいはその判断能力が著しく欠けた者（心神耗弱）の者の行為は「刑を軽くする」と定めている。心神喪失者等医療観察法は、殺人、放火、強盗等の重大な他害行為を行い、心神喪失・心神耗弱を理由に無罪や不起訴等になった者の社会復帰を促進するための処遇を定めた法律。

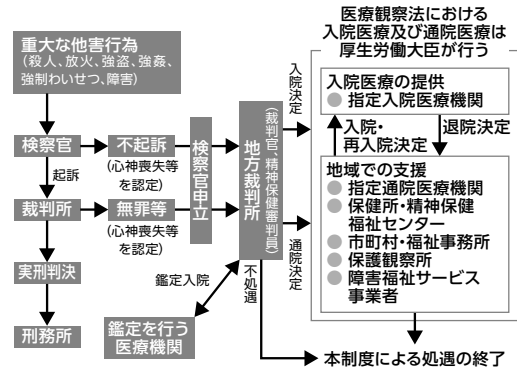
処遇の可否や内容は裁判官と精神保健審判員（医師）の合議体が審判を行い決定する。検察官の申立てがなされると、対象者は鑑定その他医療的観察のために鑑定入院を命じられる。裁判所及び精神保健審判員は鑑定の結果や生活環境を踏まえ、入院・通院・不処遇を決定する。

入院・通院中は厚生労働大臣が指定する指定医療機関で専門的な治療を行う。入院期間は標準18か月程度、

通院期間は原則3年。

裁判所は指定医療機関及び保護観察所の申立てに基づき、対象者の退院、処遇終了、再入院等を決定する。処遇終了が決定されると、同法による処遇が終了する。

図5 心神喪失者等医療観察法の流れ



審判 しんぱん

家庭裁判所における少年の処分を決定する手続き。調査を行い必要と認められた場合に開催が決定される。成人の裁判に相当する。原則として単独の裁判官により非公開で行われる。審判では少年が保護を必要としているか（要保護性）が中心に審査され、少年に対する処分（保護処分）が決定される。

参考 観護措置 (p85)、少年審判 (p89)、保護処分 (p93)

生活環境の調整 せいかつかんきょうのちようせい

刑事施設や少年院等の矯正施設に收容されている者の社会復帰が円滑に進められるよう、釈放後の生活環境を調整すること。保護観察所によって行われる。調整事項としては釈放後の住居の確保、引受人の確保、改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱等の方策がある。調査内容は仮釈放等の審理に活用される。

生活行動指針 せいかつこうどうしん

保護観察における指導監督を適切に行うために保護観察所の長が定めた生活や行動の指針。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。特別遵守事項と異なり、違反した場合でも直接不良措置に結び付かない。

参考 一般遵守事項 (p84)、特別遵守事項 (p91)

接見 せつけん

被疑者・被告人が弁護士又は家族・知人等と面会すること。書類や物品の授受が認められている。しかし、逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、裁判官

の決定によって、弁護士以外の者の面会及び物品の授受を禁止される。

前科 ぜんか

以前に有罪判決や刑罰を受けたこと。一定の前科がある者が再び罪を犯した時は、前科のあることが刑の加重の要件とされたり、執行猶予を付しえない要件となる。ただし20歳未満の少年時に犯した罪は前科とはならない。前科があることによって各種の資格(権利)が制限されることがある。

送検 そうけん

警察官が検察官に犯罪事件を申し送ること。検察官は捜査を行い、証拠に基づいて犯罪の可否、処罰等を考慮して事件を起訴するか不起訴にするかを決定する。逮捕後48時間以内に被疑者を捜査書類と共に送る「身柄送検」と、被疑者の逮捕・勾留が必要ない等の理由により捜査書類のみを送付する「書類送検」に分かれる。

措置入院 そちにゅういん

精神保健福祉法29条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

直ちに入院させなければ、「精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」と、2名以上の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事または政令指定都市市長の命令により、当該精神障がい者を指定病院等に入院させることができる制度。

参考 医療保護入院 (p84)

【 た 】

逮捕 たいほ

被疑者が逃走を企てたり証拠を隠滅しそうな場合に、その身柄を拘束すること。逮捕した警察官は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を検察官に送検しなければならない。通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕、準現行犯逮捕の4種類がある。

参考 検挙 (p86)

玉入れ たまいれ

歯ブラシの柄や消しゴム、シリコン等を球状にして、男性陰茎部の皮に爪楊枝等で穴を開け、その部分に上記異物を入れること。

断指 だんし

指を切り落とすこと。反社会的集団との関与の度合いを示す指標として、矯正施設関係の書類に記載されることがある。

地方更生保護委員会 ちほうこうせいほごいんかい

法務大臣の管理のもとに、仮釈放・仮出陣の許可及び取り消し、不定期刑の終了等についての権限を有する機関。保護観察所の事務の監督にもあたる。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に設置されている。

懲役 ちょうえき

受刑者を刑務施設にとどめ一定期間刑務作業に服させる、自由刑(施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰)の一種。刑期の定めがある「有期懲役」と、刑期の定めがない「無期懲役」がある。

当番弁護士制度 とうばんべんごしせいど

被疑者や家族等からの求めにより、初回無料で弁護士を派遣する制度。一定以上の罪で起訴された被告については国選弁護士制度があるが、起訴前は自費で選任するしかなかったことから、平成4年に日本弁護士連合会によって提唱・設置された。申出を受けると各地の弁護士会から派遣された当番弁護士が接見し、権利の説明や助言を行う。初回以降の費用については日本弁護士連合会からの援助を受けることができる場合もある。

参考 国選弁護士制度 (p87)、
被疑者国選弁護士制度 (p92)

特別遵守事項 とくべつじゆんしゆじこう

個々の保護観察対象者ごとに定められる遵守事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

参考 一般遵守事項 (p84)

特別調整 とくべつちようせい

刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることが出来るよう、各関係機関が連携して特別の手続により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするもの。

特別調整対象者 とくべつちようせいたいしょうしや

参照 → p10

特別法犯 とくべつほうはん

参照 → 刑法犯 (p86)

特化ユニット とっかゆにっと

社会復帰促進センターに設置された精神又は身体に障がいをもつ受刑者を収容する区域。認知行動療法、SST(社会生活技能訓練)、作業療法(農園芸・陶芸)等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起する

とともに、円滑な社会復帰を促すことを目的としている。

参考 PFI刑務所 (p95)

【 な 】

入所度数 にゅうしょどすう

刑事施設への入所回数を示す数値。

参考 準初入 (p88)、累犯 (p94)

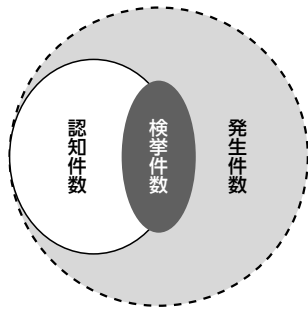
任意保護 にんいほご

保護観察所の委託ではなく本人からの申出に基づき、更生保護施設が任意で保護を必要とする者を收容すること。保護観察期間、更生緊急保護の期間が過ぎた者等が当てはまる。委託費は支給されない。

認知件数 にんちけんすう

警察において被害の届出もしくは告訴・告発に基づき、事件の発生を確認した件数。実際に発生した犯罪・非行との間には差(暗数)が生じる。

図6 認知件数、検挙件数の範囲



認知行動療法 にんちこうどうりょうほう

クライアントの感情、思考パターン(認知)、行動が相互に影響を及ぼすという考え方に基づき、不適切な思考パターンや行動を変容させることで、治療ターゲットとなる行動(例えば犯罪行動)や感情(例えばうつや怒り)を低減させようとする治療法。

【 は 】

罰金 ばっきん

財産刑(財産の剥奪を内容とする刑罰)の一種。金額は1万円以上。罰金を完納することが出来ない者は労務場に留置され労務を行う。

参考 労務場 (p94)

犯罪少年 はんざいしょうねん

罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

参考 虞犯少年 (p85)、触法少年 (p90)

引受人 ひきうけにん

少年院・刑務所入所者について、退所(退院)後、身柄を引き受ける人のこと。本人と生活を共にする等して、退所(退院)後の本人の改善更生に協力する。

被疑者 ひぎしゃ

犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ検察官によって起訴されていない者。「容疑者」は俗称。

参考 被告人 (p92)

被疑者国選弁護制度 ひぎしゃこくせんべんごせいど

国民に公正な裁判を受ける権利を保障するため、被疑者に資力がない場合に勾留時から国費で弁護人を付けることができる制度。平成21年5月からは、窃盗等の法定刑の上限が3年を超える容疑で逮捕された被疑者についても、国選弁護を依頼できるようになった。

参考 国選弁護制度 (p87)、
当番弁護制度 (p91)

非行名 ひこうめい

参考 →罪名 (p88)

被告人 ひこくにん

起訴されたが、その裁判が確定していない者。刑事裁判では「被告人」が使われる。なお、民事・行政裁判では訴えを起こされた側を「被告」、訴えた側を「原告」という。

参考 原告 (p86)、被疑者 (p92)

微罪処分 びざいしょぶん

処分の必要がないと検察官に指定された軽微な犯罪について、被疑者を送検せず、警察段階で刑事手続きを終了させること。

不起訴 ふきそ

ある事件において検察官が裁判所に起訴をせず刑事手続きを終了させること。①起訴する条件が欠けている場合、②法律上罪とならない場合、③事件が罪とならぬか、罪となる条件が不十分な場合、④刑が免責されている場合、⑤起訴する条件があるものの、起訴・処罰の必要性がない場合(起訴猶予)になされる。

参考 起訴猶予 (p85)

婦人補導院 ふじんほどういん

売春防止法に定める売春勧誘等の罪を犯して補導処分
に付された成人女子を収容する国立の施設。職業補導
を主とし、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医
療を行い、自立更生をめざす。収容期間は6か月。東
京に1か所設置されている（平成21年4月現在）。

参考 補導処分 (p94)

不定期刑 ふていきけい

刑期を定めず、その執行状況に応じて刑期を満了させる
もの。わが国では刑事処分の対象となった少年に、懲
役や禁錮という処罰を科す場合のみ採用されている。
具体的には刑期の上限と下限のみを決めて宣告し、受
刑者の改善具合をみて決定するもので、少年の教育的
保護を目的としている少年法の精神に基づき採用され
ている。

不良措置 ふりょうそち

参照 → 一般遵守事項 (p84)

文身 ぶんしん

入れ墨、または入れ墨を入れること。

法定期間の末日 ほうていきかんのまつじつ

仮釈放の要件となる期間が経過する日。具体的には以
下の日をさす。

有期刑：執行すべき刑期の3分の1の期間を経過する日

無期刑：10年を経過する日

少年の時裁判の言渡しを受けた者の特例：

不定期刑：短期の3分の1の期間を経過する日

10年以上の有期刑：3年を経過する日

無期刑：7年を経過する日

ただし、少年法の規定により犯罪を行った
とき18歳未満であったため死刑から無期
刑に緩和された者については、10年を経
過する日

法定（通算） ほうてい（つうさん）

未決通算の一つ。法律上必ず行わなければならない未
決通算で、刑事訴訟法により、判決言渡し後から上訴
の提起期間中の未決勾留の日数等、通算すべき日数が
定められている。

参考 裁定（通算）(p87)、未決通算 (p94)

保護観察 ほかんさつ

犯罪者や少年の改善更生と社会復帰を目的として、社
会の中でふつうの生活を営ませつつ、遵守事項を守る
よう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

保護観察は「指導監督」と「補導援護」の実施形態で
行われる。「指導監督」は面接等により保護観察に付さ

れている者の行状の把握と共に、所定の遵守事項を守
るよう指導を行う。「補導援護」は更生に必要な教養、
医療、保養、宿泊、宿所、職業等を得るよう援助し、
家庭環境調整のためのアドバイスを行う。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

保護観察官 ほかんさつかん

保護観察所に配置されている、心理学、教育学、社会学、
その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更
生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員。

保護観察所 ほかんさつしょ

法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置さ
れる機関。保護観察の実施のほか、犯罪予防のため
の世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。
保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。
全国に53か所設置されている（平成21年4月現在）。

保護司 ほかし

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボラン
ティア。法務大臣から委嘱を受け、非常勤の国家公務
員とされているが、給与は支給されない。保護観察官
と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入ってい
る人の帰宅先の生活環境の調整を行うほか、関係機関
団体と連携して犯罪予防活動を行っている。全国で約
49,000人が委嘱されている。

保護上移送 ほかじょういそう

収容されている刑事施設が本人の居住地から遠隔であ
り、身体または精神に障がいがある等の理由で、本人
が独力で帰宅することが困難であると認められる場合
等に釈放前に本人の居住地の近隣の刑事施設へ移送す
ること。

保護処分 ほかしよぶん

家庭裁判所が非行少年に対して行う少年法上の処分。
少年法においては、少年は成人と比べると人格的に発
展途上にあるため、改善更生の可能性（可塑性）を有
していること、また環境からの影響を大きく受けるた
め、本人の責任に帰すべきものが小さいことから、犯
罪の事実に対する刑罰よりも、少年の成長発達に対す

る援助が重視されている(保護主義)。「保護処分」とは、このような観点から行われる、少年の非行性を除去し、犯罪の危険性から少年を保護することを目的とした、福祉的・教育的な措置処分であり、刑罰ではない。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。なお場合によっては成年と同じ様に刑事処分を受ける場合がある。

参考 少年審判 (p89)、保護観察 (p93)

保釈 ほしやく

退所後の住居の制限等の条件の下に、勾留中の被告人の身柄を釈放すること。被告人にのみ行われ、起訴する前の被疑者段階では認められていない。保釈時には一定額の保釈保証金を納付し、理由なく裁判所の出頭に応じない場合や付された条件を守らなかった場合には没取される。

参考 勾留 (p87)、被告人 (p92)

補導委託 ほどういたく

参照 → 試験観察 (p88)

補導援護 ほどうえんご

参考 → 保護観察 (p93)

補導処分 ほどうしょぶん

成人売春者に対する更生のための処分。刑が執行猶予になった場合に限り、婦人補導院に収容し更生に必要な指導が行われる。

参考 婦人補導院 (p93)

【 ま 】

満期釈放 まんきしゃくほう

拘禁すべき期間の満了により身柄の拘束を解く処分。主に、懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放される場合を指す。受刑者の場合、刑期満了日の翌日の午前中に釈放すべきとされている。

参考 仮釈放制度 (p84)

未決拘禁者 みけつこうきんしゃ

逮捕され、裁判が確定するまでの間、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるとして、身体を拘束されている被疑者・被告人のこと。拘置所や警察署内の留置施設等に収容される。

参考 拘置所 (p87)、留置施設 (p94)

未決通算 みけつつうさん

勾留によって拘禁された日数を刑に算入すること、又は算入される日数をいう。算入された日数について、刑期から控除される。「法定通算」と「裁定通算」がある。

参考 裁定(通算) (p87)、法定(通算) (p93)

民事裁判 みんじさいばん

私人(法人も含む)の間に生じた紛争を裁判によって法的に解決するための手続き。

参考 刑事裁判 (p85)

無期刑 むきけい

刑期を定めずに刑事施設に拘禁する刑罰。無期懲役と無期禁錮がある。無期懲役・無期禁錮いずれの受刑者も、執行刑期10年経過後に本人の改悔の状がある時に、仮釈放が認められる。

【 や 】

有印私文書偽造(同行使)

ゆういんしぶんしよぎぞう(どうこうし)

他人の印鑑や署名を使って文書を偽造し、カードや通帳を作る等して金品を騙し取る犯罪。交通違反等で他人の名前を申告しても同罪に当たる。

【 ら 】

略式手続き りやくしきてつづき

50万円以下の罰金または料料にあたる罪について、簡易裁判所が公判を開くことなく刑事手続きを行う簡略化された裁判の手続き。

留置施設 りゅうちせつ

都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。勾留された者についても収容される場合がある。留置場、留置所ともいう。

領置 りょうち

刑事施設が被収容者の占有する物品及び現金を保管すること。領置された物品及び現金は被収容者が釈放される際に引き渡される。

累犯 るいはん

犯罪を反復累行すること。刑法上、懲役に処せられた者が、その刑の執行を終わり、又は執行を免除された日から5年以内の再犯に対し、刑の加重をすることとしている。入所度数では「累〇入」と記載される。

参考 準初入 (p88)、入所度数 (p92)

労役場 ろうえきじょう

罰金または料金を完納することが出来ない者を留置して労役を課す場所。刑事施設に附置される。

参考 科料 (p84)、罰金 (p92)

【 英 数 字 】**BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会**

非行少年に対して「兄」や「姉」の立場に立って、非行防止・健全育成を援助する青年ボランティア団体。全国に約495の地区会があり、約4,300人の会員がいる(平成21年4月現在)。

CAPAS (Correctional Association Psychological Assessment Series) 能力検査

成人受刑者の作業能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。検査は集団で実施される主に作業適正や思考判断能力を測定する能力検査と、個別に実施される基礎学力を測定する能力検査に分かれる。刑事施設に入所した者の処置を決定する際にCAPAS能力検査の結果が参考にされる。知能指数との比較では、「IQ相当値」が使用される。

PFI (Private Finance Initiative) 刑務所

PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の建築、維持管理、運営等を行う公共事業の手法。矯正事業では、「美祢社会復帰促進センター(山口県)」、「島根あさひ社会復帰促進センター(島根県)」、「播磨社会復帰促進センター(兵庫県)」、「喜連川社会復帰促進センター(栃木県)」がPFI事業を用いて運営されている(平成21年4月現在)。

SST (Social Skill Training : 社会生活技能訓練)

障がい者を生活者として捉え、個人の持ち味や長所に焦点をあて、本人自身がストレス状況に対処できる技能を身に付けるための体系的・構造的プログラム。本人のストレス状況を再現し、それを支援者と共に検証。検証した結果、本人がストレス状況を解決するためにできる行動をロールプレイにて訓練する。

1号観察

参照 → 保護観察 (p93)

2号観察

参照 → 保護観察 (p93)

26条通報

精神保健福祉法26条に定められた、精神障がい者又はその疑いのある者を収容あるいは退所(退院)させようとする時に、矯正施設長が本人の居住地、釈放・退所年月日等を都道府県知事に通報させるように定めたもの。

都道府県知事等は通報に基づき調査の上、必要があると認める時は、精神保健指定医に診察させ、自傷他害のため指定病院等に強制入院が必要であると認めた時は、措置入院を行うことができる。

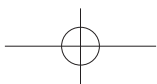
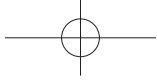
参考 措置入院 (p91)

3号観察

参照 → 保護観察 (p93)

4号観察

参照 → 保護観察 (p93)



平成 30 年度社会福祉推進事業

『罪を犯した障害者・高齢者等の支援を包括的に担う人材を育成するための、
研修・実地プログラムや支援ツールの開発に関する調査研究事業』

実践 ハンドブック

編集・発行責任者 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡 賢剛
〒854-0001 諫早市福田町 357-1 (ブルースカイ 2F)
TEL 0957-23-1332
ホームページアドレス <http://zenteikyo.org/>

発 行 日 平成 31 年 3 月 31 日

発 行 所 株式会社ジーエークレアス
キンコーズ アミュプラザ長崎店
